



国内化学物質関係の法令遵守や化学物質管理におけるNITE-CHRIPの活用 (NITE-CHRIPの新機能も紹介)

NITE 化学物質管理センター 情報基盤課

増田 有紗

–NITE-CHRIPの概要

– 検索手順

(化学物質情報から検索／法規制等から検索)

– 新機能の紹介

(複数のCAS RNを入力して検索／物質リストに表示できる項目を増加
／一覧表をExcel形式でダウンロード)

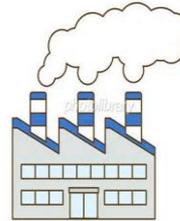
– 検索事例

(化審法番号を調べる／複数の情報源の一覧表を作る)



開発・検討段階

- ✓ 新規化学物質の調査・届出
化審法・安衛法の届出・申出
※化審法番号（MITI番号）等の
確認が必要
- ✓ 輸出先予定の国への届出等
- ✓ 有害性、危険性の確認
設備対応
保護具の準備



製造・輸入・使用段階

- ✓ 工場等で化学品を取り扱う際の主な規制
 - ・化管法
 - ・毒劇法
 - ・安衛法
 - ・消防法
 - ・化兵器法
 - ・大気汚染防止法
 - ・水質汚濁防止法
 - ・土壌汚染対策法

etc.



輸送・輸出・販売段階

- ✓ 化学物質の譲渡・提供・販売等
GHSに準拠したラベル・SDSの作成
（毒劇法、安衛法、化管法）
- ✓ 危険物の輸送・イエローカード
（消防法・毒劇法・高圧ガス法
・船舶安全法、航空法、道路法）
- ✓ 海外への危険物輸送
（国連危険物輸送勧告、国連番号）
- ✓ 製品のリスク評価
- ✓ 廃棄物処理・対策（廃掃法）
- ✓ 輸出先国の規制の確認

各ステージで多様な化学物質管理法規制に対応するために情報収集が必要である

有害性		暴露		環境経由		危機管理											
		労働環境 (国内輸送)	消費者	排出・スリッジ汚染	廃棄												
物理化学的 危険性		火薬類取締法 消防法 高圧ガス保安法				火薬類 取締法 高圧ガス 保安法											
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法					化学兵器禁止法										
	長期毒性	労働安全衛生法(安衛法)	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	薬機法		家庭用品品質表示法	有害物質含有家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	化学物質審査規制法(化審法)	化学物質排出把握管理促進法(化管法)	農薬取締法	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法
生活環境(動植物を含む)への影響																	
オゾン層破壊性																	

NITE化学物質管理センターが法施行を支援しているもの

法律の内容にSDSに関する記載があるもの

上述以外でNITE-CHRIPIに掲載しているもの

一部のみ

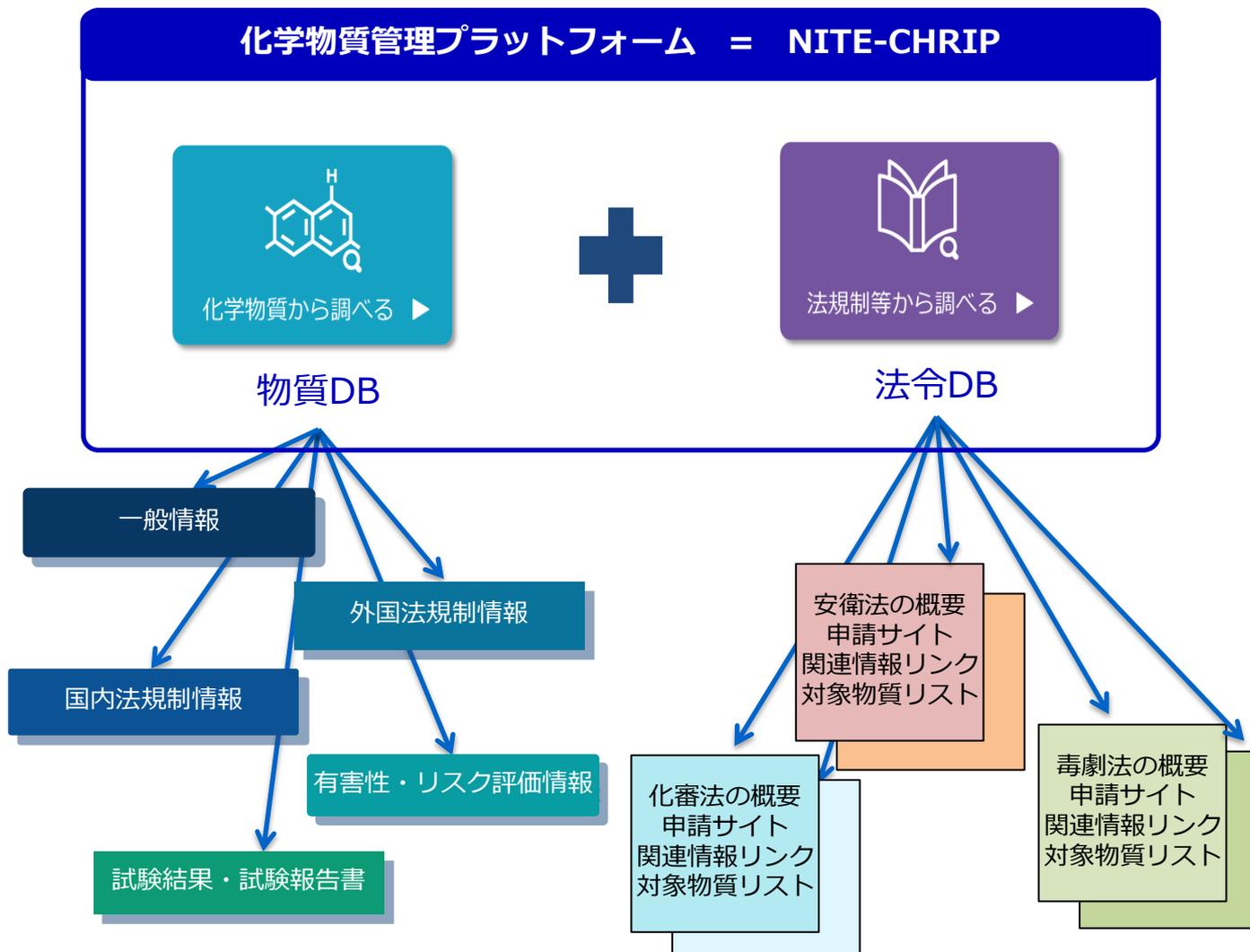
NITE-CHRIP

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)



大項目	内容
一般情報	CAS登録番号(CAS RN)、日本語名、英語名、分子式、構造式を掲載しています。
国内法規制情報	化審法、化管法、毒劇法、安衛法など国内の化学物質に関する規制法の情報を掲載しています。
外国法規制情報	海外の化学物質の規制や安全性に係る取組みに関する情報です。 危険物輸送に関する勧告(国連番号・危険物分類)、EU、米国、中国、韓国、台湾の規制情報や、AICSDへのリンク等を掲載しています。
有害性・リスク評価情報	国内外の機関で評価された有害性評価・リスク評価等に関する情報です。 GHS 分類結果、国内外有害性・リスク評価書、発がん性評価などを掲載しています。
試験結果・試験報告書	各種有害性試験結果、生態影響試験結果等 (主にリンク)を掲載しています。

- 無料でご利用頂けます
- 約100種の情報源、約30万物質の情報を収載しています
- 国内外の化学物質に関する法規制情報をワンストップで確認できます
- 日本語サイト、英語サイトがあり、切替え可能です
- ワイルドカードの使用やnot/or検索など豊富な検索機能があります
- 約2か月に1度定期的に更新しています



検索する物質の様々な情報を入手可能

各法規制で必要な情報（申請サイトも含む）
にアクセス可能

トップページ

日本語版 : https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
 英語版 : https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/systemTop

NITE-CHRIP
 NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

NITE-CHRIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

[NITEトップ](#) > [化学物質管理分野](#) > NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)
[FAQ \(よくあるご質問\)](#) | [更新履歴](#) | [English](#)

[FAQ](#) [更新履歴](#) [English](#)

お知らせ

- 2022/10/11 [NITE-CHRIPを更新しました。](#)
- 2021/03/09 [FAQページ](#)をリニューアルし、[マニュアルのページ](#)の内容を充実しました。
- 更新情報はメールマガジン【NITEケミマガ】で配信しています。[登録はこちら。](#)
- ご質問・内容訂正・追加収録リクエストなどのお問い合わせは[こちら](#)。
- [マニュアル](#)

検索メニュー

ただいま 493 ユーザーが当サイトを利用しています。

2つの調べ方を選択可能

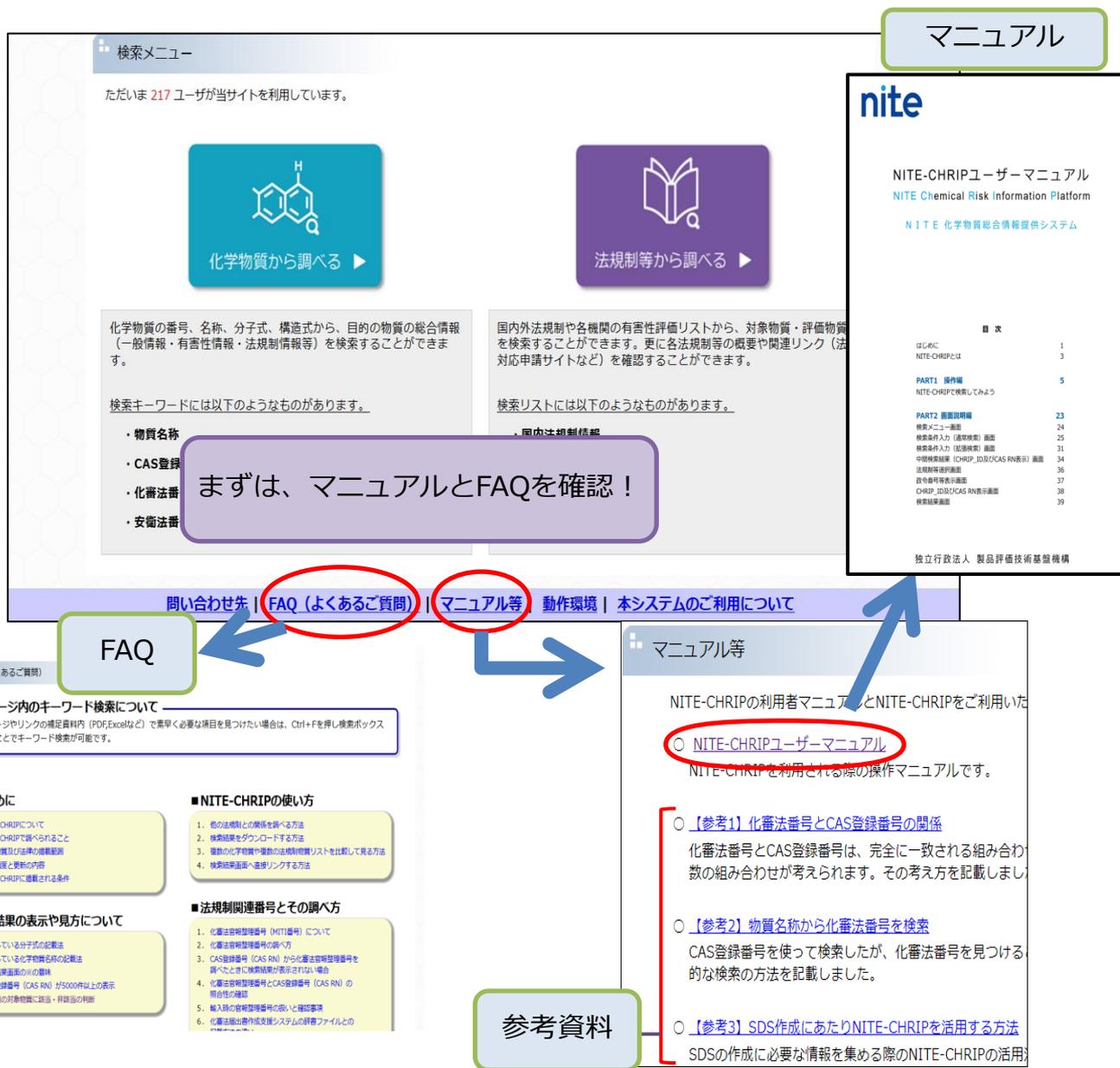
化学物質から調べる ▶
 法規制等から調べる ▶

CAS登録番号や物質名称などで検索
 化学物質(一)を(一)検索(一)します。
 検索結果
 化学物質総合情報
 化学物質(法)

- ・物質名称
- ・CAS登録番号
- ・化審法番号
- ・安衛法番号

法律の規制対象物質などを一覧で表示
 国内外法規制(一)を(一)検索(一)す(一)対(一)応(一)申(一)請(一)
 検索リス
 化学物質(法)

- ・国内法規制情報
- ・外国法規制情報
- ・有害性・リスク評価情報
- ・試験結果・試験報告書



トップページ

NITE-CHRIIP

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

[NITEトップ](#) > [化学物質管理分野](#) > NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIIP)

[FAQ \(よくあるご質問\)](#) | [更新履歴](#) | [English](#) |

NITE-CHRIIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

[検索メニュー](#)
[>>>使い方](#)

お知らせ

- 2022/10/11 [NITE-CHRIIPを更新しました。](#)
- 2021/03/09 [FAQページ](#)をリニューアルし、[マニュアルのページ](#)の内容を充実しました。
- 更新のご案内
- マニュアル

化学物質から調べる

検索メニュー

ただいま 493 ユーザが当サイトを利用しています。

化学物質から調べる ▶

法規制等から調べる ▶

化学物質 (一般情 報) を調 べます。

CAS登録番号や
物質名称などで検索

検索キーワードには以下のようなものがあります。

- ・物質名称
- ・CAS登録番号
- ・化審法番号
- ・安衛法番号

国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物質を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク (法対応申請サイトなど) を確認することができます。

検索リストには以下のようなものがあります。

- ・国内法規制情報
- ・外国法規制情報
- ・有害性・リスク評価情報
- ・試験結果・試験報告書

[問い合わせ先](#) | [FAQ \(よくあるご質問\)](#) | [マニュアル](#) | [動作環境](#) | [本システムのご利用について](#)

9



化学物質から調べる ▶

キーワード検索

CAS RN
化審法番号
安衛法番号
EC番号
国連番号
HSコード
CHRIP_ID
日化辞番号
から選択

※CHRIP_IDとは、NITE-CHRIPがデータベースを管理する上で機械的に付与している番号です。

検索条件入力

通常検索 **拡張検索**

<キーワード検索>

番号で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

CAS RN 完全一致

名称で検索 (スペースで区切って複数入力するとAND検索可能)

全ての名称 部分一致

分子式で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

完全一致

<表示設定>

中間検索結果表示

・構造表示

・1ページに 表示

検索結果表示画面

・データの無い項目を

表示する 表示しない

<カテゴリによる絞り込み>

(類別番号・法規制のそれぞれの中では、対象を複数選択した場合はそのいずれかに該当するデータが検索されます。)

一般情報

CAS RNに関する注記

日化辞

用途

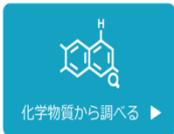
国内法規制情報

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)

<カテゴリによる絞り込み> 例えば…

- ▶ 化審法既存化学物質の類別番号での絞り込みも可能
- ▶ 発がん性の評価単位での絞り込みも可能



キーワード検索

検索条件入力

通常検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

5-1070 全ての番号 完全一致

名称で検索 (スペースで区切って複数入力するとAND検索可能)

分子式で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

<表示設定>

中間検索結果表示

- 構造表示 無
- 1ページに 表示

CAS RN
化審法番号
安衛法番号
EC番号
国連番号
HSコード
CHRIP_ID
日化辞番号
全ての番号

検索結果表示画面

- データの無い項目を
 - 表示する
 - 表示しない

検索実行 検索条件クリア

CAS RN、化審法番号、安衛法番号、EC番号、国連番号、HSコード、CHRIP_ID、日化辞番号の全てを対象とした検索が可能になりました

中間検索結果 (CHRIP_IDベース表示)

[検索結果をダウンロード](#)

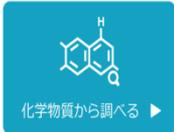
[他の法規制等に該当するか表示](#)

<<前のページ 全2件中 1-2件目を表示中 次のページ>>

1ページに 表示

No.	CHRIP_ID	CAS RN	物質名称	化審法番号	安衛法番号	EC番号	国連番号	HSコード	日化辞番号
1	C010-506-46A	24272-92-2	1,3,5-トリス(2'-フェノキシエチル)イソシアヌル酸	5-1070	-	-	-	-	-
2	C007-302-38A	83890-47-5	N,N-ジエチル-4-[[1-ナフチル(フェニル)ヒドロソノ]メチル]アニリン	4-1477	5-1070	281-178-9	-	-	J43.066H

<<前のページ 全2件中 1-2件目を表示中 次のページ>>



キーワード検索

検索条件入力

通常検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

95-47-6 100-41-4 106-42-3 108-38-3 1330-20-7 CAS RN 完全一致

名称で検索 (スペースで区切って複数入力するとAND検索可能)

分子式で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

<表示設定>

中間検索結果表示

- ・構造表示 無
- ・1ページに 表示

検索結果表示画面

- ・データの無い項目を
 - 表示する 表示しない

検索実行 検索条件クリア

複数のCAS RN等の番号を入力し、一度に検索することが可能になりました

番号で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

CAS RN 完全一致

ドラッグでボックスが拡張します

番号で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

CAS RN 完全一致

「名称で検索」「分子式で検索」も同様に複数のキーワードを入力して検索が可能です

中間検索結果 (CHRIP_IDベース表示)

検索結果をダウンロード

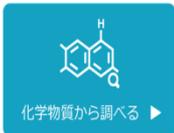
他の法規制等に該当するか表示

<前のページ 全5件中 1-5件目 を表示中 次のページ>

1ページに 表示

No.	CHRIP_ID	CAS RN	物質名称
1	C004-667-44A	95-47-6	o-キシレン
2	C004-685-24A	100-41-4	エチルベンゼン
3	C004-667-66A	106-42-3	p-キシレン
4	C004-667-55A	108-38-3	m-キシレン
5	C004-896-61A	1330-20-7	キシレン

<前のページ 全5件中 1-5件目 を表示中 次のページ>



キーワード検索(拡張検索)

検索条件入力

切り替え

通常検索

拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索 (ワイルドカード(*, ?)使用可能)

CAS番号 ▼

完全一致 ▼

名称で検索 (スペースで区切って複数入力可能、ワイルドカード(*, ?)使用可能)
 ※ワイルドカードを使用しない場合は、完全一致検索となります。また、空白を含んだ名称を検索する場合は、ダブルクォーテーション" "で囲んで検索して下さい。

全ての名称 ▼

いずれかの名称を含む:

全ての名称 ▼

いずれの名称も含めない:

全ての名称 ▼

分子式で検索

完全一致 ▼

SMILESで検索 (部分一致検索)

<表示設定>

中間検索結果表示

- ・構造表示 無 ▼
- ・1ページに 100 ▼ 表示

検索結果表示画面

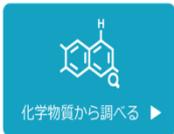
- ・データの無い項目を
- 表示する 表示しない

ワイルドカード「*」
→任意の数の文字
ワイルドカード「?」
→任意の1文字
使用例:「100-*」では、
100-00-5や100-99-2などを検索

名称に対して、OR条件、NOT条件による複雑な条件での検索が可能

SMILES、分子式による検索が可能

13



キーワード検索(拡張検索)

<構造式検索>

SMILES

構造式を描画する 構造式からSMILESを取得

構造ファイル

MOL(.mol) ▼

参照... ファイル読み込み

部分一致
 完全一致
 類似 %

分子量

~

ChemAxon

検索実行 検索条件クリア

<カテゴリによる絞り込み>

(類別番号、法規制のいずれかではなく、対象を複数選択した場合はそのいずれかに該当するデータが検索されます。)

クヌー エックを外す

法律 (化審法)

molファイルによる検索も可能
分子量を絞り込んで検索することも可能

構造検索したい物質の描画を入力することで検索が可能
さらに描画した構造からSMILESコードを取得することも可能

※現在、構造式検索の利用再開に向けて準備中です。

<検索結果>

検索結果の見方

例えば、ホルムアルデヒド（CAS登録番号 50-00-0）を検索すると、

NITE-CHRIPに収載された情報のうち、

【国内法規制情報】
日本国内において9つの法律の下に管理されていることを確認することができる

【外国法規制情報】 & 【有害性・リスク評価情報】
日本以外の法規制情報が8つあること、有害性・リスク評価に関する情報が9つ入手できることが確認できる

検索結果

データの詳細情報のみ表示 データの詳しい情報を含めて表示 検索結果をダウンロード

一般情報

CHRIP_ID	C004-685-91A	CAS RN	50-00-0
日本語名	ホルムアルデヒド		
英語名	Formaldehyde		
分子式	CH2O		
分子量	30		
SMILES	C=O		
構造式			

国内法規制情報

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
- 労働安全衛生法（安衛法）
- 毒物及び劇物取締法
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- 食品衛生法
- 消防法

外国法規制情報

- 危険物輸送に関する勅告
- 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）
- 東南アジア諸国連合（ASEAN）
- 欧州連合（EU）
- 米国：有害物質規制法（TSCA）
- 中国
- 韓国
- 台湾

有害性・リスク評価情報

- GHS分類結果
- 厚労省：GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報
- 産総研：リレーションナル化学災害データベース（RISCAD）
- 消防庁：危険物災害等情報支援システム
- 国内有害性評価書/リスク評価書等
- 国外有害性評価書/リスク評価書等
- 日本産業衛生学会 許容濃度等の勅告
- 発がん性評価
- 安全性要約書（JCIA BIGDr）

○ をクリックすると、下位項目が折りたたまれ非表示になります。下位項目を展開したい時は、+ をクリックします。

検索結果の見方

日英の切替え可能

NITE-CHRIP
NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

FAQ (よくあるご質問) | 更新履歴 **English**

NITE-CHRIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

個別リスト

検索メニュー > 法規制等一覧 > 物質一覧 > 中間検索結果 > 検索結果

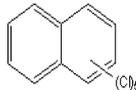
>>>使い方 >>>使い方 >>>使い方 >>>使い方 >>>使い方

検索結果

データのある情報源のみ表示 データのない情報源を含めて表示 検索結果をダウンロード

一般情報

一般情報 データの説明

CHRIP_ID	C004-745-71A	CAS RN	1321-64-8
日本語名	ペンタクロロナフタレン		
英語名	Pentachloronaphthalene		
分子式	C10H3Cl5		
分子量	300.41		
SMILES	-		
構造式			

別名

日化辞

用途

国内法規制情報

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)

化審法：第一種特定化学物質 データの説明 輸入通関手続き (経産省サイト)

政令番号	2	官報公示日	1979/08/14
		政令施行日	1979/08/20
政令名称	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が2以上のものに限る。)		
備考	-		
詳細情報	J-CHECK		

NITE-CHRIPにおける「日本語名称」は基本的にIUPAC命名規則に従い付与されている。

CAS RN : 1321-64-8
日本語名称「ペンタクロロナフタレン」は、化審法の第一種特定化学物質に指定されており、「ポリ塩化ナフタレン (塩素数が2以上のものに限る。)」という名称で規制されている。

検索結果の見方

「データの説明」をクリックすると各項目の掲載内容の概要が表示される。

国内法規制情報

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

化審法：優先評価化学物質
データの説明
通関手続

通し番号	39	データ掲載日	2022.04.01 (2022.04.01公示)
化審法官報整理番号	2-1513	人又は生活環境動植物への長期毒性を有しないことが明らかであると認められず、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあり、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがないと認められないため、そのおそれがあるかどうかについての評価（リスク評価）を優先的に行う必要がある物質で、化審法第二条第五項の規定に基づき公示された物質です。優先評価化学物質に該当する場合、以下の項目が表示されます。	
官報公示名称	アクリロニトリル		
評価対象	人健康影響		
備考	-		
詳細情報	J-CHECK		
		通し番号	

化審法：既存化学物質
[データの説明](#)
[第6類の用語の定義（経産省サイト）](#)
[製造数量等の届出（経産省サイト）](#)

化審法官報整理番号	2-1513		
官報公示名称	アクリロニトリル	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <h3 style="margin: 0;">NITE-CHRIP</h3> <p style="margin: 0; font-size: small;">NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)</p> <p style="margin: 0; font-size: x-small;">NITE-CHRIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>外部サイト</p> <p>http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/KAG_DET.aspx?joho_no</p> <p>CHRIP以外のサイトに移動しようとしています。且つ、検索した記のリス</p> </div> <div style="float: right; width: 200px;"> </div>	
備考	-		
詳細情報	J-CHECK		
労働安全衛生法公表化学物質に関する注記	昭和54年6月29日までに化審法の規定に		
労働安全衛生法公表化学物質に関する詳細情報	職場のあんぜんサイト		

「〇〇へ」をクリックすると詳細情報が掲載されているサイトへリンクする。リンク先が外部サイトの場合は、外部サイトにリンクする注記が表示される。

法規制等の概要

[NITEトップ](#) > [化学物質管理分野](#)

トップページ

NITE-CHRIP
NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

☰ [NITEトップ](#) > [化学物質管理分野](#) > NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

[FAQ \(よくあるご質問\)](#) | [更新履歴](#) | [English](#) |

NITE-CHRIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

[検索メニュー](#)

[>>>使い方](#)

お知らせ

- ☰ 2022/10/11 [NITE-CHRIPを更新しました。](#)
- ☰ 2021/03/09 [FAQページ](#)をリニューアルし、[マニュアルのページ](#)の内容を充実しました。
- ☰ 更新情報はメールマガジン【NITEケミマガ】で配信しています。[登録はこちら。](#)
- ☰ [ご質問・内容訂正・追加収録リクエストなどのお問い合わせはこちら。](#)
- ☰ [マニュアル](#)

検索メニュー

ただいま 493 ユーザが当サイトを

法規制等から調べる

化学物質から調べる ▶

法規制等から調べる ▶

化学物質の番号、名称、分子式、構造式から、目的の物質の総合情報（一般情報・有害性情報・法規制情報等）を検索することができます。

検索キーワードには以下のようなものがあります。

- ・ 物質名称
- ・ CAS登録番号
- ・ 化審法番号
- ・ 安衛法番号

国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物質を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク（法対応申請サイトなど）を確認することができます。

法律の規制対象物質などを一覧で表示

検索リスト

- ・ 国内法規
- ・ 外国法規
- ・ 有害性・リスク評価情報
- ・ 試験結果・試験報告書

[問い合わせ先](#) | [FAQ \(よくあるご質問\)](#) | [マニュアル等](#) | [動作環境](#) | [本システムのご利用について](#)



法規制等一覧

各法規制の対象物質リストを確認できる

国内法(15法) : 52リスト
 諸外国法(10種) : 20リスト
 リスク評価書等(9種) : 32リスト
 試験報告書 : 10リスト

合計114の物質リストを収載

法規制等一覧

一覧表示させたいリストの名称をクリックしてください。

国内法規制情報	関係省庁等
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	経産省、厚労省、環境省
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	経産省、環境省
労働安全衛生法（安衛法）	厚労省
毒物及び劇物取締法	厚労省
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）	経産省
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	経産省
大気汚染防止法	環境省
水質汚濁防止法	環境省
土壌汚染対策法	環境省
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	厚労省
食品衛生法	厚労省
消防法	総務省消防庁
外国為替及び外国貿易法（外為法）	経産省
高圧ガス保安法	経産省
外国法規制情報	関係省庁等
危険物輸送に関する勅告	国際連合
商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）	世界税関機構
ストックホルム条約（POPs条約）	
ロッテルダム条約（PIC条約）	
東南アジア諸国連合(ASEAN)	
欧州連合（EU）	欧州化学品庁（ECHA）
米国：有害物質規制法（TSCA）	米国環境保護庁（U.S.EPA）
中国	应急管理部
韓国	韓国環境部、国立環境科学院
台湾	環境保護署（EPA） 労働部（MOL）
有害性・リスク評価情報	関係省庁等
GHS分類結果	GHS関係省庁等連絡会議（経産省、厚労省、環境省、NITE等）
厚労省：GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報	厚労省
産総研：リレーションナル化学災害データベース（RISCAD）	産業技術総合研究所
消防庁：危険物災害等情報支援システム	総務省消防庁
国内有害性評価書/リスク評価書等	
国外有害性評価書/リスク評価書等	
日本産業衛生学会 許容濃度等の勅告	日本産業衛生学会
発がん性評価	
安全性要約書(JCIA BIGDr)	日本化学工業協会（JCIA）
試験結果・試験報告書	関係省庁等
試験結果・試験報告書	



法規制等から調べる ▶

法規制等一覧

法規制の概要、所轄官庁を確認できる

国内法規制情報

関係省庁等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

概要

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とし、新規化学物質の事前審査、上市後の化学物質の製造・輸入数量の届出の義務を定めています。化学物質の性状等に応じて、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等の規制が行われます。

関連情報へのリンク

[法令](#) [概要（経産省）](#) [少量新規申請（e-gov）](#) [新規申請（e-gov）](#) [新規化学物質の届出・申出等](#) [第一種特定化学物質等の輸入通関手続き（経産省）](#) [第二種特定化学物質の届出（経産省）](#) [製造数量等の届出（経産省）](#) [運用通知](#) [簡易化審法判定フロー](#)

物質リスト	データの説明
化審法：第一種特定化学物質	データの説明
化審法：第二種特定化学物質	データの説明
化審法：監視化学物質	データの説明
化審法：優先評価化学物質	データの説明
化審法：（取消）優先評価化学物質	データの説明
化審法：新規公示化学物質（2011年4月1日以降届出）	データの説明
化審法：新規公示化学物質（2011年3月31日以前届出）	データの説明
化審法：既存化学物質	データの説明
化審法：旧第二種監視化学物質	データの説明
化審法：旧第三種監視化学物質	データの説明
化審法：製造輸入量の届出を要しない物質	データの説明



法規制等一覧

【関連情報へのリンク】
 法規制の詳細、申請サイト、届け出フ
 ローなどの外部情報源へリンク

国内法規制情報

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

概要	人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止することを目的とし、新規化学物質の事前審査、上市後の化学物質の製造・輸入数量の届出の義務を定めています。化学物質の性状等に応じて、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等の規制が行われます。
関連情報へのリンク	法令 概要（経産省） 少量新規申請（e-gov） 新規申請（e-gov） 新規化学物質の届出・申出等 第一種特定化学物質等の輸入通関手続き（経産省） 第二種特定化学物質の届出（経産省） 製造数量等の届出（経産省） 運用要領
物質リスト	化審法：第一種特定化学物質 化審法：第二種特定化学物質 化審法：監視化学物質 化審法：優先評価化学物質 化審法：新規公示化学物質 化審法：新規公示化学物質 化審法：既存化学物質 化審法：旧第二種監視化学物質 化審法：旧第三種監視化学物質 化審法：製造輸入量の届出 経済産業省：化学物質安全衛生労働省：既存化学物質 環境省：化学物質の生態

e-GOV 電子申請

e-Gov電子申請アプリケーション起動

申請等の手続は「e-Gov電子申請アプリケーション」を使って行います。インストールがお済みの場合は、下のボタンからアプリケーションを起動し、手続に進んでください。

[e-Gov電子申請アプリケーションを起動](#)

次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーションを起動する。

経済産業省
 Ministry of Economy, Trade and Industry

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

このページでは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）に関する情報を公開しています。化審法は、人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律です。

化審法とは	届出・申出・報告・手続	インフォメーション	Q&A	リンク
-------	-------------	-----------	-----	-----

- 化審法とは
 - 法令集・逐条解説
- 対象物質一覧
 - 物質の指定等に関する公示一覧

新着・注目情報

nite
 National Institute of Technology and Evaluation
 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化審法関連情報 > 新規化学物質の届出・申出等

新規化学物質の届出・申出等

化審法に基づく新規化学物質の届出等に関する情報を提供しております。

なお、[経済産業省のホームページ](#)も併せてご参照ください。

通常新規化学物質の届出

- 法律第3条第1項に基づく新規化学物質の届出

低生産量新規化学物質の申出



法規制等から調べる ▶

法規制等一覧

国内法規制情報	関係省庁等
<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 	経産省、厚労省、環境省
<p>概要</p> <p>人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とし、新規化学物質の事前審査、上市後の化学物質の製造・輸入数量の届出の義務を定めています。化学物質の性状等に応じて、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等の規制が行われます。</p> <p>関連情報へのリンク</p> <p>法令、概要（経産省）、少量新規申請（e-gov）、新規申請（e-gov）、新規化学物質の届出・申出等、第一種特定化学物質等の輸入通関手続き（経産省）、第二種特定化学物質の届出（経産省）、製造数量等の届出（経産省）、運用通知</p> <p>物質リスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 化審法：第一種特定化学物質 化審法：第二種特定化学物質 化審法：監視化学物質 化審法：優先評価化学物質 	

掲載情報の詳細情報を確認できる

化審法：新規公示化学物質（2011年4月1日以降届出）

データ掲載日：2023.10.03 (2023.07.31公示)

我が国で新たに製造又は輸入される化学物質として、2011年4月1日以降に届出されたものうち、第一種特定化学物質に該当しないものと判定され、法第四条第四項に基づき、2017年以降に公示された物質です。第二条第七項の規定に基づき一般化学物質とされています（優先評価化学物質、監視化学物質及び第二種特定化学物質を除く）。新規公示化学物質（2011年4月1日以降届出）に該当する場合、

● 通し番号

新規化学物質として官報に公示された際に付与された通し番号です。

● 官報公示日

上記の新規化学物質として官報に公示された日です。

データ掲載日：NITE-CHRIPで更新を実施した日付
 →追加・変更・削除などの修正を行った最新の日付
 括弧内の日付：情報源の更新ステータス
 →ここでは2023.7.31に官報公示された情報までをNITE-CHRIPに掲載しているという意味



法規制等から調べる ▶

法規制等一覧

国内法規制情報

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

関係省、
環境

概要
 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とし、新規化学物質の審査、上市後の化学物質の製造・輸入数量の届出の義務を定めています。化学物質の性状等に応じて、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制が行われます。

関連情報へのリンク
[法令](#) [概要（経産省）](#) [少量新規申請（e-gov）](#) [新規申請（e-gov）](#) [新規化学物質の届出・申出等](#) [第一種特定化学物質等の輸入通関手省](#) [第二種特定化学物質の届出（経産省）](#) [製造数量等の届出（経産省）](#) [運用通知](#) [簡易化審法判定フロー](#)

物質リスト	データ
化審法：第一種特定化学物質	データ
化審法：第二種特定化学物質	データ
化審法：監視化学物質	データ
化審法：優先評価化学物質	データ
化審法：（取組）優先評価化学物質	データ

対象物質のリストが、政令等で公示された物質の単位で表示される

政令番号等による表示

[→ CHRIP_ID 及び CAS_RNにより表示する](#)

化審法：第一種特定化学物質

[データの説明](#) 情報カテゴリ 全て を表示する。 [検索結果をダウンロード](#)

<< 前のページ 全 34 件中 1-34 件目 を表示中 次のページ >> 1ページに 100件 表示

政令番号	政令名称
▶ 1	ポリ塩化ビフェニル
▶ 2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）
▶ 3	ヘキサクロロベンゼン
▶ 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名アルドリル）
▶ 5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名テイルドリル）
▶ 6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名エンドリル）
▶ 7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名DDT）
▶ 8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン, 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの環状化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル）
▶ 9	ビス（トリブチルスズ）=オキシド
▶ 10	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン, N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェ

表示項目全てに対してソート（昇順、降順）が可能



法規制等から調べる ▶

法規制等一覧

CHRIP ID 及び CAS RN 単位のリストに切り替えることが可能

NITE-CHRIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

政令番号等による表示

化審法：第一種特定化学物質

データの説明 情報カテゴリ 全て ▼ を表示する。

検索メニュー > 法規制等一覧 > 物質

個別リスト >>>使い方 >>>使い方 >>>

政令番号 政令名称

1	ポリ塩化ビフェニル
2	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が2以上のものに限る)
3	ヘキサクロロベンゼン
4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 2-ジメチルナフタレン (別名アルドリル)
5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-ジメチルナフタレン (別名デルトリル)

物質リスト全体を CHRIP_ID 及びCAS RN単位で表示

政令番号等に対応する物質を CHRIP_ID 及びCAS RN単位で表示

化審法：第一種特定化学物質

<<前のページ 全80件中 1-80件目 ▼ を表示中 次のページ>>

No.	CHRIP_ID	CAS RN	物質
1	C004-745-71A	1321-64-8	ペンタクロロナフタレン
2	C004-748-22A	1321-65-9	トリクロロナフタレン
3	C004-750-74A	1335-87-1	ヘキサクロロナフタレン
4	C004-782-33A	1335-88-2	テトラクロロナフタレン
5	C004-830-05A	1825-30-5	1, 5-ジクロロナフタレン
6	C004-829-99A	1825-31-6	1, 4-ジクロロナフタレン
7	C004-829-77A	2050-69-3	1, 2-ジクロロナフタレン

化審法：第一種特定化学物質

<<前のページ 全569件中 1-100件目 ▼ を表示中 次のページ>>

No.	CHRIP_ID	CAS RN	物質
1	C004-662-44A	50-29-3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン
2	C004-773-32A	56-35-9	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサフルオロ-2, 2, 2-トリフルオロエタン
3	C004-727-35A	57-74-9	1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサフルオロ-2, 2, 2-トリフルオロエタン
4	C004-664-37A	58-89-9	r-1, c-2, t-3, c-4, d-5, e-6, f-7, g-8, h-9, i-10, j-11, k-12, l-13, m-14, n-15, o-16, p-17, q-18, r-19, s-20, t-21, u-22, v-23, w-24, x-25, y-26, z-27, aa-28, ab-29, ac-30, ad-31, ae-32, af-33, ag-34, ah-35, ai-36, aj-37, ak-38, al-39, am-40, an-41, ao-42, ap-43, aq-44, ar-45, as-46, at-47, au-48, av-49, aw-50, ax-51, ay-52, az-53, ba-54, bb-55, bc-56, bd-57, be-58, bf-59, bg-60, bh-61, bi-62, bj-63, bk-64, bl-65, bm-66, bn-67, bo-68, bp-69, bq-70, br-71, bs-72, bt-73, bu-74, bv-75, bw-76, bx-77, by-78, bz-79, ca-80, cb-81, cc-82, cd-83, ce-84, cf-85, cg-86, ch-87, ci-88, cj-89, ck-90, cl-91, cm-92, cn-93, co-94, cp-95, cq-96, cr-97, cs-98, ct-99, cu-100
5	C004-731-81A	60-57-1	rel- (1R, 2S, 3S, 6R, 7R, 8R, 9R, 10R, 11R, 12R, 13R, 14R, 15R, 16R, 17R, 18R, 19R, 20R, 21R, 22R, 23R, 24R, 25R, 26R, 27R, 28R, 29R, 30R, 31R, 32R, 33R, 34R, 35R, 36R, 37R, 38R, 39R, 40R, 41R, 42R, 43R, 44R, 45R, 46R, 47R, 48R, 49R, 50R, 51R, 52R, 53R, 54R, 55R, 56R, 57R, 58R, 59R, 60R, 61R, 62R, 63R, 64R, 65R, 66R, 67R, 68R, 69R, 70R, 71R, 72R, 73R, 74R, 75R, 76R, 77R, 78R, 79R, 80R, 81R, 82R, 83R, 84R, 85R, 86R, 87R, 88R, 89R, 90R, 91R, 92R, 93R, 94R, 95R, 96R, 97R, 98R, 99R, 100R)
6	C004-752-56A	72-20-8	rel- (1R, 2R, 3R, 6S, 7S, 8S, 9S, 10S, 11S, 12S, 13S, 14S, 15S, 16S, 17S, 18S, 19S, 20S, 21S, 22S, 23S, 24S, 25S, 26S, 27S, 28S, 29S, 30S, 31S, 32S, 33S, 34S, 35S, 36S, 37S, 38S, 39S, 40S, 41S, 42S, 43S, 44S, 45S, 46S, 47S, 48S, 49S, 50S, 51S, 52S, 53S, 54S, 55S, 56S, 57S, 58S, 59S, 60S, 61S, 62S, 63S, 64S, 65S, 66S, 67S, 68S, 69S, 70S, 71S, 72S, 73S, 74S, 75S, 76S, 77S, 78S, 79S, 80S, 81S, 82S, 83S, 84S, 85S, 86S, 87S, 88S, 89S, 90S, 91S, 92S, 93S, 94S, 95S, 96S, 97S, 98S, 99S, 100S)
7	C004-727-68A	76-44-8	1, 5, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサフルオロ-2, 2, 2-トリフルオロエタン
8	C004-742-08A	87-68-3	ペルクロロブタ-1, 3-ジエン
9	C009-896-55A	87-76-3	トリメチルセチルアンモニウムペンタフルオロリン酸塩



物質リストの作成

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

概要
人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質の製造・輸入数量の届出の義務を定めています。化学物質規制が行われます。

関連情報へのリンク
[法令 概要（経産省）](#)
[少量新規申請（e-gov）](#)
[新規申請（e-gov）](#)
[新法（省）](#)
[第二種特定化学物質の届出（経産省）](#)
[製造数量等の届出（経産省）](#)

物質リスト
[化審法：第一種特定化学物質](#)
[化審法：第二種特定化学物質](#)
[化審法：監視化学物質](#)
[化審法：厚生評価化学物質](#)



政令番号等の単位の物質リスト表示

政令番号等による表示

→ CHRIP_ID 及び CAS RNにより表示する

化審法：第一種特定化学物質
データの説明 情報カテゴリ 全て を表示する。 検索結果をダウンロード

表示項目追加/削除

<<前のページ 全 35 件中 1-35件目 を表示中 次のページ>>

政令番号	政令名称
▶ 1	ポリ塩化ビフェニル
▶ 2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）
▶ 3	ヘキサクロロベンゼン
▶ 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名アルドリル）
▶ 5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名ディルドリン）
▶ 6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
▶ 7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名DDT）
▶ 8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン, 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの環状化合物の混合物

CHRIP_ID及びCAS RNの単位の物質リスト表示

CHRIP_ID及びCAS RNによる表示

→ 政令番号等により表示する

化審法：第一種特定化学物質 検索結果をダウンロード

他の法規制等に該当するか表示
表示項目追加/削除

<<前のページ 全607件中 1-100件目 を表示中 次のページ>>

No.	一般情報：CHRIP_ID	一般情報：CAS RN	一般情報：物質名称
1	C004-662-44A	50-29-3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン
2	C004-773-32A	56-35-9	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサブタン-1-イルジスタノキサン
3	C004-727-35A	57-74-9	1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ [5.2.1.0 (2,6)] テカ-8-エン
4	C004-664-37A	58-89-9	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン
5	C004-731-81A	60-57-1	rel- (1R, 2S, 3S, 6R, 7R, 8S, 9S, 10R)-1, 2, 3, 4, 5, 6, 13, 13-ヘキサクロロ-10-オキサベンタシクロ [6.3.1.0 (2,6) 0 (2,7) 0 (9, 11)] トリテカ-4-エン
6	C004-752-56A	72-20-8	rel- (1R, 2R, 3R, 6S, 7S, 8S, 9S, 10S)-1, 2, 3, 4, 5, 6, 13, 13-ヘキサクロロ-10-オキサベンタシクロ [6.3.1.0 (2,6) 0 (2,7) 0 (9, 11)] トリテカ-4-エン
7	C004-727-68A	76-44-8	1, 5, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロトリシクロ [5.2.1.0 (2,6)] テカ-3,

物質リストに追加で表示させる項目をカスタマイズするボタンが追加されました

ボタンをクリックすると設定画面が表示されます

次ページへ続く



物質リストの作成(前ページの続き)



表示項目追加/削除



追加表示する項目の選択画面

<表示項目の追加設定>

初期化 **再表示** キャンセル

- 一般情報
 - 一般情報
 - 別名
 - CAS RNに関する注記
 - 日化辞
 - 用途
- 国内法規制情報
 - 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
 - 化審法：第一種特定化学物質
 - 政令番号
 - 官報公示日
 - 政令施行日
 - 政令名称
 - 備考
 - 詳細情報
 - 化審法：第二種特定化学物質
 - 化審法：監視化学物質

「CHRIP_ID及びCAS RN単位の物質リスト表示」の場合、任意の情報源から項目を選択することができます。

「政令番号等単位の物質リスト表示」の場合、政令番号等の物質単位で共通の情報のみを選択することができます。

追加で表示させたい項目にチェックを入れて右上の「再表示」ボタンをクリック

次ページへ続く



法規制等から調べる ▶

物質リストの作成(前ページの続き)

化審法：第一種特定化学物質 [検索結果をダウンロード](#)

◀前ページ 全607件中 1-100件目 ▼を表示中 [次のページ>>](#) 1ページに 100件 ▼表示

No.	一般情報：CHRIP_ID	一般情報：CAS RN	一般情報：物質名称	化審法：第一種特定化学物質： 政令番号	化審法：第一種特定化学物質： 政令名称	化審法：第一種特定化学物質： 備考	化審法：第一種特定化学物質： 詳細情報
1	C004-662-44A	50-29-3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)		J-CHECK△
2	C004-773-32A	56-35-9	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサブタン-1-イルジスタノキサン	9	ビス(トリブチルス) = オキシド		J-CHECK△
3	C004-727-35A	57-74-9	1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-8-エン	8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン, 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの環状化合物の混合物(別名クロルテン又はヘプタクロル)		J-CHECK△
4	C004-664-37A	58-89-9	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)		J-CHECK△
5	C004-731-81A	60-57-1	rel-(1R, 2S, 3S, 6R, 7R, 8S, 9S, 11R)-3, 4, 5, 6, 13, 13-ヘキサクロロ-10-オキサペンタシクロ[6.3.1.1(3,6).0(2,7).0(9,11)]トリデカ-4-エン	5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名デイルドリン)		J-CHECK△
6	C004-752-56A	72-20-8	rel-(1R, 2R, 3R, 6S, 7S, 8S, 9S, 11R)-3, 4, 5, 6, 13, 13-ヘキサクロロ-10-オキサペンタシクロ[6.3.1.1(3,6).0(2,7).0(9,11)]トリデカ	6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-endo-1, 4-endo-5,		J-CHECK△

先ほど選択した項目がリストの右側に表示されます
 これにより、例えば「CAS RN」「一般名称」「法令等における名称」「法令等における番号」など、任意の組合せで情報を表示させることが可能になりました



物質リストの作成(前ページの続き)

CHRIP_ID及びCAS RNによる表示

→ 政令番号等により表示する

化審法：第一種特定化学物質

検索結果をダウンロード

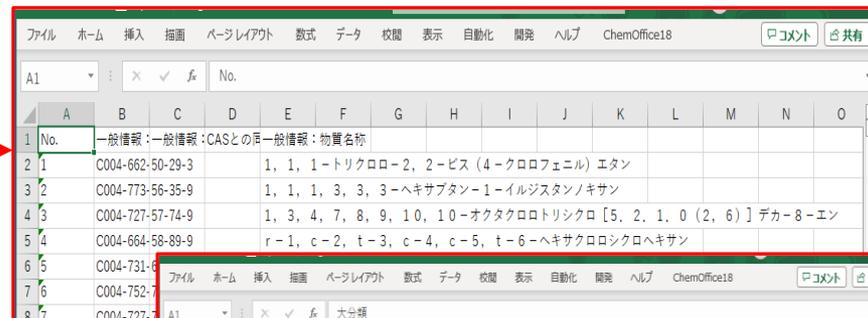
他の法規制等に該当するか表示

表示項目追加/削除

<<前のページ 全607件中 1-100件目 を表示中 次のページ>>

1ページに 100件 を表示

No.	一般情報：CHRIP_ID	一般情報：CAS RN	一般情報：物質名称
1	C004-662-44A	50-29-3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン
2	C004-773-32A	56-35-9	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサブタン-1-イルジスタンノキサン
3	C004-727-35A	57-74-9	1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-8-エン
4	C004-664-37A	58-89-9	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン



ファイル ホーム 挿入 描画 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 自動化 開発 ヘルプ ChemOffice18

A1 : X ✓ f& No.

No.	一般情報：一般情報：CASとの同一一般情報：物質名称
1	C004-662-50-29-3 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン
2	C004-773-56-35-9 1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサブタン-1-イルジスタンノキサン
3	C004-727-57-74-9 1, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 10-オクタクロロトリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-8-エン
4	C004-664-58-89-9 r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン

検索結果

データのある情報源のみ表示 データのない情報源を含めて表示

検索結果をダウンロード

一般情報

一般情報

一般情報 データの説明

CHRIP_ID	C004-685-91A	CAS RN	50-00-0
日本語名	ホルムアルデヒド		
英語名	Formaldehyde		
分子式	CH2O		
分子量	30		
SMILES	C=O		
構造式			

別名

別名 データの説明

オキシメチレン
オキシメタン
ホルムリン



ファイル ホーム 挿入 描画 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 自動化 開発 ヘルプ ChemOffice18

A1 : X ✓ f& 大分類

大分類	中分類	情報源	セット番号	項目	データ
1	一般情報	一般情報	1	日本語名	ホルムアルデヒド
2	一般情報	一般情報	1	英語名	Formaldehyde
3	一般情報	一般情報	1	分子式	CH2O
4	一般情報	一般情報	1	分子量	30
5	一般情報	一般情報	1	SMILES	C=O
6	一般情報	一般情報	1	CHRIP_ID	C004-685-91A
7	一般情報	一般情報	1	CAS RN	50-00-0
8	一般情報	一般情報	1	構造式	https://intra.chem-info-aws-test-gyoumu-mail.link/dt/gif/50-00-0.gif
9	一般情報	別名	1	別名	オキシメチレン
10	一般情報	別名	1	別名	オキシメタン
11	一般情報	別名	1	別名	ホルムリン

2024mmddhhmms.xlsx

ダウンロードファイルの形式をこれまでのTSV形式からExcel形式に変更しました



※「表示項目追加/削除」機能でカスタマイズした項目も出力されます。

※物質数が5,000件を超える場合はダウンロードできません。
(詳細: https://www.chem-info.nite.go.jp/chrip_search_ja/html/FAQ.html#q14)

化審法番号(MITI番号)を調べる

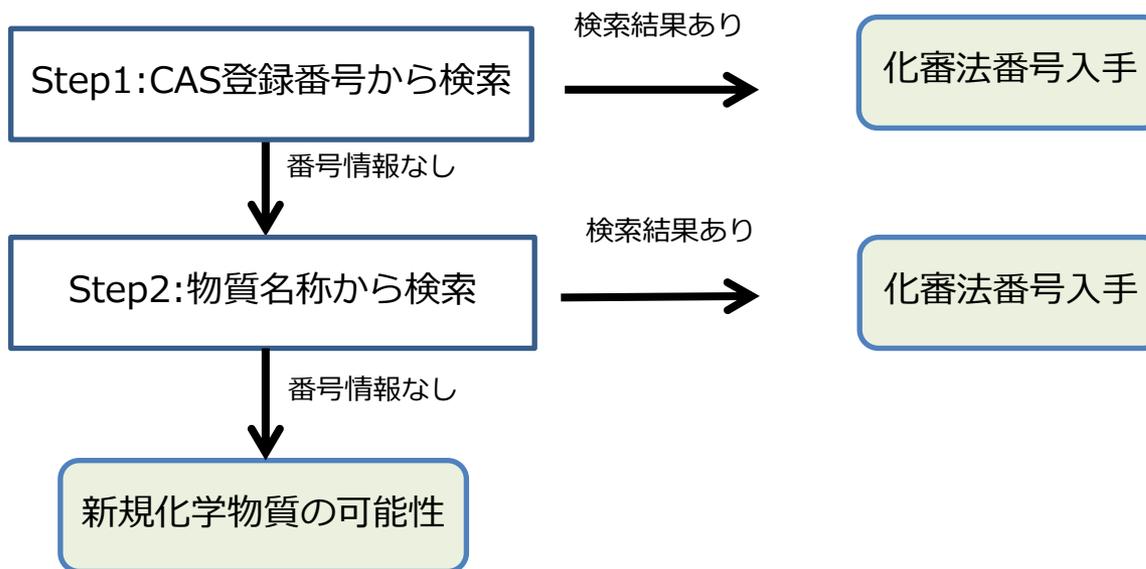
既存化学物質等であるかを確認する

調べ方のフロー

【化審法FAQ：Q1-1参照】

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinn_faq.html

◎ NITE-CHRIP (もしくはJ-CHECK) を利用



※化審法番号とCAS登録番号との照合について
 (ご自分で調べたうえで化審法番号を推測した場合のみ)

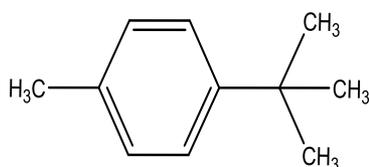
化審法連絡システム：<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html>
 一般お問合せフォームから問合せてください

NITE化審法連絡システム

化審法番号(MITI番号)を調べる

CAS登録番号が不明な場合またはCAS登録番号で検索しても化審法情報が表示されない場合、化学物質の名称等で検索してみる

例



この構造の物質の化審法番号を名称から探してみよう。

化審法番号検索のコツ

- ・官能基の名称をスペースで区切って検索する。
- ・炭化水素基については、「アルキル」、「アルキレン」、「アルケニル」などの包括名称を用いて登録されている可能性がある。

検索条件入力

通常検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索

名称で検索 (スペースで区切って検索可能)

アルキル トルエン 全ての名称 部分一致

分子式で検索

完全一致

<表示設定>

中間検索結果表示

- ・構造表示
- ・1ページに 表示

検索結果表示画面

- ・データの無い項目を 表示する 表示しない

検索実行

官能基の名称をスペースで区切って検索

化審法番号(MITI番号)を調べる

<構造式を表示する方法>
 検索条件入力で構造表示を「有」に
 設定する

中間検索結果 (CHRIP_IDベース表示)

[検索結果をダウンロード](#)

他の法規制等に該当するか表示

<<前のページ 全81件中 1-81件目を表示中 次のページ>> 1ページに 100件表示

No.	CHRIP_ID	CAS RN	物質名称
1	C006-330-61A	80-39-7	N-アルキル (C1~4) トルエン スルホンアミド
2	C006-330-72A	80-40-0	p-トルエン スルホン酸アルキル (C=1~3) エステル
3	C005-483-05A	80-48-8	p-トルエン スルホン酸アルキル (C=1~3) エステル
4	C004-814-52A	98-51-1	アルキル (C=2~4) トルエン
5	C004-716-63A	99-87-6	アルキル (C=2~4) トルエン
6	C005-213-17A	527-84-4	アルキル (C=2~4) トルエン
7	C005-213-28A	535-77-3	アルキル (C=2~4) トルエン
8	C008-573-56A	599-91-7	p-トルエン スルホン酸アルキル (C=1~3) エステル
9	C008-741-62A	611-14-3	アルキル (C=2~4) トルエン
10	C006-301-42A	620-14-4	アルキル (C=2~4) トルエン
11	C005-824-72A	622-96-8	アルキル (C=2~4) トルエン
12	C009-046-58A	640-61-9	N-アルキル (C1~4) トルエン スルホンアミド

構造式を表示させると

検索条件入力

通常検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索 CAS RN

名称で検索 (スペースで区切って複数入力可能)
 全ての名称

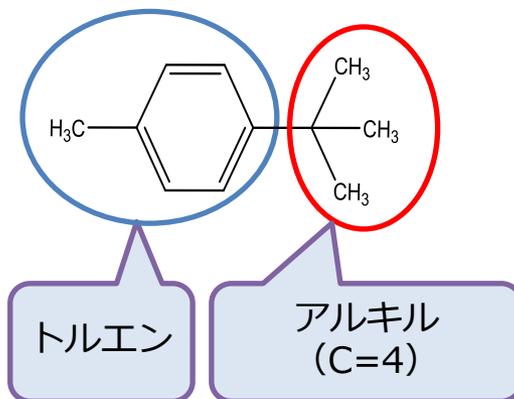
分子式で検索 完全一致

<表示設定>

中間検索結果表示

・構造表示 有

・1ページに 100 表示



No.	CHRIP_ID	CAS RN	物質名称	構造式
1	C006-330-61A	80-39-7	N-アルキル (C1~4) トルエン スルホンアミド	
2	C006-330-72A	80-40-0	p-トルエン スルホン酸アルキル (C=1~3) エステル	
3	C005-483-05A	80-48-8	p-トルエン スルホン酸アルキル (C=1~3) エステル	
4	C004-814-52A	98-51-1	アルキル (C=2~4) トルエン	
5	C004-716-63A	99-87-6	アルキル (C=2~4) トルエン	

化審法番号(MITI番号)を調べる

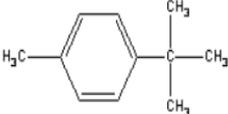
[検索結果をダウンロード](#)

データのある情報源のみ表示 データのない情報源を含めて表示

⊖ 一般情報

⊖ 一般情報

⊖ 一般情報 [データの説明](#)

CHRIP_ID	C004-814-52A	CAS RN	98-51-1
日本語名	4-tert-ブチルトルエン		
英語名	Toluene, 4-tert-butyl-		
分子式	C ₁₁ H ₁₆		
分子量	148.25		
SMILES	CC(C)(C1=CC=C(C=C1)C)C		
構造式			

+ 別名

+ 日化辞

+ 用途

⊖ 国内法規制情報

⊖ [化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）](#)

⊖ 化審法：既存化学物質 [データの説明](#) [第6類の用語の定義](#) [【PDF：4.8KB】](#) [第7類の用語の定義](#) [【PDF：11.4KB】](#) [輸入通関手続き（経産省サイト）](#) [製造数量等の届出（経産省サイト）](#)

化審法官報整理番号	3-15	類別	3類
官報公示名称	アルキル（C = 2～4）トルエン		
備考	-		
詳細情報	J-CHECK		
労働安全衛生法公表化学物質に関する注記	昭和54年6月29日までに化審法の規定により公示された化学物質		
労働安全衛生法公表化学物質に関する詳細情報	職場のあんぜんサイト		

化審法番号(MITI番号)を調べる

全ての化審法番号とCAS登録番号の組合せの確認ができてはおりません。
NITEで化審法番号とCAS登録番号の組合せが確認されたもののみCAS登録番号で検索することができます。

CAS登録番号でみつからない時は、名称で検索してください。

★物質名称で検索する時のコツ

(化審法FAQ:https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinn_faq.html)

- 官能基の名称をスペースで区切って検索する。
- 炭化水素基については、「アルキル」、「アルキレン」、「アルケニル」などの包括名称を用いて登録されている可能性がある。
- 官能基の表現にはバリエーションがあるので、できるだけ短いキーワードで広めに検索する。例えば、スルホン酸の塩には「～スルホン酸▲▲塩」や「●●～スルホナート」など。「スルホ」で広めに調べる。
- 高分子化合物は構成する単量体と重合方法により命名されている可能性があるため単量体の名称で検索する。
- 染料はカラーインデックスの名称で登録されている場合がある。
- 潤滑油系はキーワード「石油」、かつカテゴリの絞り込みで探す。

複数の情報源の一覧表を作る

SDS 3法（化管法、安衛法、毒劇法）の物質リスト一覧を作成してみよう

全ての名称 部分一致

分子式で検索 (スペースで区切って複数入力するとOR検索可能)

完全一致

<表示設定>

中間検索結果表示
・構造表示 無

検索結果表示画面
・データの無い項目を
○ 表示する ● 表示しない

1ページに 100 表示

検索実行 検索条件クリア

<カテゴリによる絞り込み>

(類別番号・法規制のそれぞれの中では、対象を複数選択した場合はそのいずれかに該当するデータが検索されます。)

デフォルト 全て開く 全て閉じる 全てチェックする 全てチェックを外す

- 一般情報
- 国内法規制情報
 - 化学物質の音査及び製造等の規制に関する法律 (化管法)
 - 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)
 - 化管法 (令和4年度分までの排出量等の把握や令和4年度末までのSDS提供の対象)
 - 化管法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)
 - 労働安全衛生法 (安衛法)
 - 安衛法: 名称公表化学物質
 - 安衛法: 新規名称公表化学物質
 - 安衛法: 製造等が禁止される有害物等
 - 安衛法: 製造の許可を受けるべき有害物
 - 安衛法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 (ラベル表示・SDS交付義務対象物質)
 - 安衛法: がん原性物質 (安衛則) (作業記録等の30年保存対象物質)
 - 安衛法: 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準 (濃度基準値設定物質)
 - 安衛法: 皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不透透性の保護具等の使用義務物質
 - 安衛法: 強い変異原性が認められた化学物質
 - 毒物及び劇物取締法
 - 毒物及び劇物取締法
 - 毒物及び劇物取締法: 有機シアン化合物から除かれるもの

カテゴリから表示させたい法規制等のみをチェックして、「検索実行」をクリック。

○ をクリックすると、下位項目が非表示になり、+ に変わります。下位項目を展開したい時は、+ をクリックします。

次ページへ続く

複数の情報源の一覧表を作る(前ページの続き)

14144件ヒット

中間検索結果 (CHRIP_IDベース表示)

検索結果はダウンロード出来ません

他の法規制等に該当するか表示

<<前のページ 全14144件中 1-100件目 を表示中 次のページ>>

No.	CHRIP_ID	CAS RN	物質名称
1	C004-685-91A	50-00-0	ホルムアルデヒド
2	C004-741-84A	50-01-1	塩化水素とグアニジンの塩 (1:1)
3	C005-019-88A	50-06-6	5-エチル-5-フェニル-2,4,6-(1H,3H,5H)-ピリミジン-2-オン [ピタール]
4	C004-722-79A	50-18-0	2-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]-2-オキソ-1,3,2λ ⁵ -オキサゾリン
5	C004-706-59A	50-21-5	2-ヒドロキシプロパン酸
6	C004-662-44A	50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン
7	C005-480-54A	50-31-7	2,3,6-トリクロロ安息香酸
8	C004-669-48A	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン
9	C005-035-42A	50-44-2	1,9-ジヒドロ-6H-プリン-6-チオン
10	C004-735-34A	50-78-2	o-アセトキシ安息香酸
11	C004-778-87A	51-03-6	5-{[2-(2-フトキシエトキシ)エトキシ]メチル}-6-フェニル-1,3-ベンゾジオキサソール

「他の法規制等に該当するか表示」をクリック

<他の法規制等に該当するか表示>

0 / 10

再表示 キャンセル

番号	情報源等
<input type="checkbox"/>	化審法官報整理番号
<input type="checkbox"/>	政令番号
<input type="checkbox"/>	安衛法官報整理番号
<input type="checkbox"/>	国連番号
<input type="checkbox"/>	発がん性分類
<input type="checkbox"/>	発がん性グループ
<input type="checkbox"/>	ガイドライン：評価ランク
<input type="checkbox"/>	評価ランク
<input type="checkbox"/>	評価ランク
<input type="checkbox"/>	化審法：第一種特定化学物質
<input type="checkbox"/>	化審法：第二種特定化学物質
<input type="checkbox"/>	化審法：監視化学物質

次ページへ続く

複数の情報源の一覧表を作る(前ページの続き)

「再表示」をクリックして、前のページに戻ります。

<他の法規制等に該当するか表示>

6 / 10 再表示 キャンセル

番号	
<input checked="" type="checkbox"/>	化審法官報整理番号
<input type="checkbox"/>	政令番号
<input type="checkbox"/>	政令番号
<input type="checkbox"/>	政令番号
<input checked="" type="checkbox"/>	管理番号
<input checked="" type="checkbox"/>	安衛法官報整理番号
<input type="checkbox"/>	国連番号
<input type="checkbox"/>	発がん性分類
<input type="checkbox"/>	発がん性グループ
<input type="checkbox"/>	ガイドライン：評価ランク
<input type="checkbox"/>	評価ランク
<input type="checkbox"/>	カテゴリーコード
情報源等	
<input type="checkbox"/>	CAS RNに関する注記
<input type="checkbox"/>	化審法：旧第...
<input type="checkbox"/>	化審法：製造輸入量の届出を要しない物質
<input type="checkbox"/>	化審法：新規化学物質として取り扱わない物質
<input type="checkbox"/>	化管法 (令和4年度分までの排出量等の把握や令和4年度末までのSDS提供の対象)
<input checked="" type="checkbox"/>	化管法 (令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)
<input checked="" type="checkbox"/>	毒物及び劇物取締法
<input type="checkbox"/>	毒物及び劇物取締法：有機シアン化合物から除かれるもの
<input type="checkbox"/>	安衛法：名称公表化学物質
<input type="checkbox"/>	安衛法：新規名称公表化学物質
<input type="checkbox"/>	安衛法：製造等が禁止される有害物等
<input type="checkbox"/>	安衛法：製造の許可を受けるべき有害物
<input checked="" type="checkbox"/>	安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 (ラベル表示・SDS交付義務対象物質)
<input type="checkbox"/>	安衛法：がん原性物質 (安衛則) (作業記録等の30年保存対象物質)

「番号」および「情報源等」から、表示させたい項目にチェックをします。合わせて10項目まで選択できます。

次ページへ続く

複数の情報源の一覧表を作る(前ページの続き)

検索結果はExcel形式でダウンロード可能

検索結果をダウンロード

他の法規制等に該当するか表示

ただし、検索結果が含むCAS RNの件数が5000件を超える場合はダウンロード不可

検索結果はダウンロード出来ません

他の法規制等に該当するか表示

<<前のページ 全14144件中 1-100件目 ▼ を表示中 [次のページ>>](#) 1ページに 100件 ▼ 表示

No.	CHRIPI_ID	CAS RN	物質名称	化審法官報整理番号	管理番号	安衛法官報整理番号	化管法(令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)	毒物及び劇物取締法	安衛法:名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(ラベル表示・SDS交付義務対象物質)
1	C004-685-91A	50-00-0	ホルムアルデヒド	2-482,2-482,2-482	411.0	2-(8)-379	●	●	●
2	C004-741-84A	50-01-1	塩化水素とグアニジンの塩(1:1)	-	-	-	-	-	●
3	C005-019-88A	50-06-6	5-エチル-5-フェニル-2,4,6(1H,3H,5H)-ピリミジントリオン【別名:フェノバロビタール】	9-2248,9-2248	-	-	-	-	●
4	C004-722-79A	50-18-0	2-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]-2-オキソ-1,3,2λ(5)-オキサザホスフィナン	-	-	-	-	-	●
5	C004-706-59A	50-21-5	2-ヒドロキシプロパン酸	2-1369	-	-	-	-	●
6	C004-662-44A	50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	4-910	-	-	-	-	●
7	C005-480-54A	50-31-7	2,3,6-トリクロロ安息香酸	3-2987,3-62	-	-	-	-	●
8	C004-669-48A	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	-	-	-	-	-	●
9	C005-035-42A	50-44-2	1,9-ジヒドロ-6H-プリン-6-チオン	9-1432	-	-	-	-	●
10	C004-735-34A	50-78-2	o-アセトキシ安息香酸	3-1652	-	-	-	-	●
11	C004-778-87A	51-03-6	5-{[2-(2-プトキシエトキシ)エトキシ]メチル}-6-プロピル-1,3-ベンゾジオキソール	9-1484	809.0	-	●	-	-
12	C005-032-46A	51-21-8	5-フルオロピリミジン-2,4(1H,3H)-ジオン	9-1180	-	8-(2)-807(8-(2)-817)	-	-	●
13	C004-702-84A	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	3-797,3-797,3-797	201.0	-	●	●	●
14	C005-433-22A	51-48-9	(5)-2-アミノ-3-[4-(4-ヒドロキシ-3,5-ジヨードフェノキシ)-3,5-ジヨードフェニル]プロパン酸	-	-	-	-	-	●

37

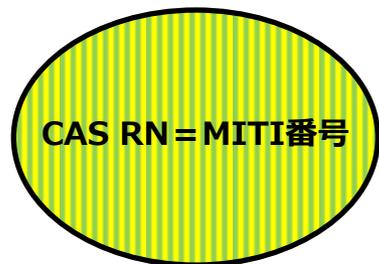
NITE-CHRIPでは、**全ての法規制対象物質について収載できている訳ではありません。**

NITE-CHRIPに収載されていない場合であっても、必ずしも法規制等に非該当ということではありません。法規制等の対象となるか不明の場合は、各自で判断していただくか、各法規制等の所管官庁である省庁や関連機関にお問合せください。

また、可能な限り**CAS登録番号を参考として掲載**しておりますが、全てのCAS登録番号を収載しているわけではありません。

化審法対象物質とCAS RNの関係性の例

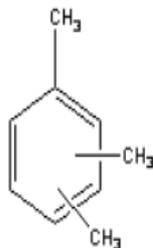
CAS登録番号の物質が化審法番号（MITI番号）の示す物質と完全に一致する組合せ



CAS登録番号で検索できます

CAS RN 62-53-3 Benzenamine
MITI番号 3-105 アニリン

CAS登録番号の物質が化審法対象の物質と一定の条件を満たした場合に一致する組合せ



当組合せは「条件」を記載の上で掲載を開始しました

CAS: 置換基の位置を限定しない
化審法: 置換基の位置を限定する

CAS RN 25551-13-7 Trimethylbenzene

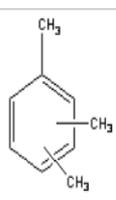
優先通し番号201 1,3,5-トリメチルベンゼン

条件：CAS RNの物質の置換基の位置が当該化審法公示名称の規定する置換基の位置に合致すること。

必ず条件をご確認ください

化審法対象物質とCAS RNの関係性の例

「条件」の記載例

一般情報			
一般情報			
一般情報 データの説明			
CHRIP_ID	C004-782-55A	CAS RN	25551-13-7
日本語名	トリメチルベンゼン		
英語名	Benzene, trimethyl-		
分子式	C9H12		
分子量	120		
SMILES	-		
構造式			
+ 別名			
+ 日化辞			
+ 用途			
国内法規制情報			
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）			
化審法：優先評価化学物質 データの説明 輸入通関手続き（経産省サイト） 製造数量等の所定値（経産省サイト）			
通し番号	201	指定日	2016/04/01
化審法官報整理番号	3-7, 3-3427		
官報公示名称	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		
指定の根拠	人健康影響		
備考	CAS RNの物質の置換基の位置が当該化審法公示名称の規定する置換基の位置に合致すること。		
詳細情報	J-CHECK		

CAS登録番号が優先評価化学物質に該当する条件

ご静聴ありがとうございました

NITE-CHRIP

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

J-CHECK

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja

GHS総合情報提供サイト

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

ASEAN-Japan Chemical Safety Database (AJCSD)

<https://www.ajcsd.org>

NITEケミマガ

<https://www.nite.go.jp/chem/chemimaga/backnumber.html>



<配信登録>

https://www.nite.go.jp/chem/chemimaga/chemimaga_index.html

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)
化学物質管理センター

E-mail: chem_information@nite.go.jp

電話 : 03-3481-1999 (NITE-CHRIP, J-CHECK, GHS, NITEケミマガお問い合わせ)

nite

化学物質及び混合物の危険有害性の 情報伝達に必要なラベル・SDSの作成と GHS分類

～便利なツールNITE-Gmiccsの紹介～

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター

情報基盤課 中村 るりこ

本講義の対象者

- 初学者：関連業務（主に安衛法、化管法、毒劇法対象物質のGHS分類を行い、SDS・ラベルを作成する等）に従事して1年未満程度の方々

本講義の狙い

- 日本国内におけるGHS関係文書の位置づけを理解する
- 化学品（純物質または混合物）のGHS分類の基礎を理解する
- GHSに基づくラベル・SDSの位置づけを理解し、職場環境における安全作業等および事業者間の情報伝達に活用できる

※実務にあたっては、国連GHS文書(原文)、法令、JIS等をご確認の上ご対応ください。

本日の内容

- 一、GHSの概要（危険有害性の分類基準、ラベル/SDSによる情報伝達）
- 一、化学物質のGHS分類概要
- 一、混合物のGHS分類及びラベル・SDSの作成概要 ～NITE-Gmiccsの紹介～

GHSの概要

化学品の分類および表示に関する世界調和システム

GHS (**G**lobally **H**armonized **S**ystem of **C**lassification and **L**abelling of Chemicals)



規定する内容

- 危険有害性に関する**分類基準**
- **情報伝達に関する事項**（安全データシート（SDS）の内容および記述様式、ラベルに記載すべき項目）

国連GHS文書（パープルブック） ※2年ごとに改訂

2023/07公開の改訂10版が最新（日本国内は改訂6版に準拠）

<https://unece.org/transport/dangerous-goods/ghs-rev10-2023>

GHSにおける「危険有害性」

【物理化学的危険性 17項目】

爆発物
可燃性ガス
エアゾール
酸化性ガス
高压ガス
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応性可燃性化学品
酸化性液体
酸化性固体
有機過酸化物
金属腐食性化学品
鈍性化爆発物

【健康に対する有害性 10項目】

急性毒性
皮膚腐食性/刺激性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
呼吸器感作性または皮膚感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器毒性（単回ばく露）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）
誤えん有害性

【環境に対する有害性 3項目】

水生環境有害性（急性／短期）
水生環境有害性（慢性／長期）
オゾン層への有害性

GHSが整備された背景

国によって危険有害性の定義や表示およびSDSに必要とされる情報が異なり、これらの違いは、健康と環境の保護や貿易に影響を及ぼしていた。



世界中のどこでも化学品の危険有害性情報が正しく伝達されることを目指して、**世界共通の分類基準及び情報伝達システム**を整備したものの。

✓ 目的

- 人の健康の維持と環境の保護を強化する
- 化学品の国際取引を促進する

✓ 範囲・対象

- 危険有害性を有する化学品（純粋な化学物質、希釈液、混合物）
- 労働者（労働分野）、消費者（消費者製品）、輸送関係者（輸送分野）、緊急時対応者



GHS分類とラベル・SDSの関係

分類

分類基準に従って、危険有害性区分を判定する。

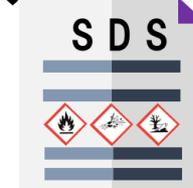
- ・国連GHS文書
- ・日本産業規格JIS Z 7252
- ・事業者向けGHS分類ガイダンス



情報伝達

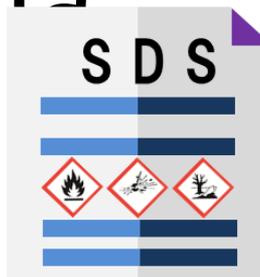
分類結果を含む化学品に関する情報をラベル・SDSで伝える。

- ・国連GHS文書の附属書
- ・日本産業規格JIS Z 7253



SDSとは

「安全データシート」 Safety Data Sheet (SDS)



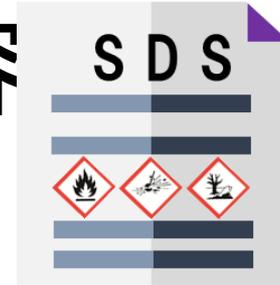
安全データシート (SDS)		改訂日 2018年03月16日
1. 化学品等及び会社情報		
化学品等の名称	ホルムアルデヒド (Formaldehyde)	
製品コード	H29-B-039	
会社名	〇〇〇株式会社	
住所	東京都△△区△△町△丁目△△番地	
電話番号	03-1234-5678	
ファックス番号	03-1234-5678	
電子メールアドレス	連絡先@検セ.or.jp	
緊急連絡電話番号	03-1234-5678	
推奨用途及び使用上の制限	ポリアセタール樹脂・ユリア樹脂及びメラミン樹脂接着剤・フェノール樹脂・合成ゴム・メラミン樹脂（接着剤を除く）・ユリア樹脂（接着剤を除く）原料、溶剤	
2. 危険有害性の要約		
GHS分類	H30.3.16、政府向けGHS分類ガイダンス（H25年度改訂版（ver1.1）：JIS Z7252:2014準拠）を使用	
分類実施日 （物化危険性及び健康有害性）	GHS改訂4版を使用	
物理化学的危険性	可燃性／引火性ガス （化学的に不安定なガスを含む）	区分1
健康に対する有害性	高圧ガス	液化ガス
	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（経皮）	区分3
	急性毒性（吸入：ガス）	区分2
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
	呼吸器感受性	区分1
	皮膚感受性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1A
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（神経系、呼吸器）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（中枢神経系、呼吸器）
分類実施日 （環境有害性）	環境に対する有害性はH18年度、GHS分類マニュアル（H18.2.10版）を使用	
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分2
注）上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。		
GHSラベル要素 絵表示		

化学品を使用又は譲渡・提供する際に必要となる化学品の危険有害性情報及び安全な取り扱い方法を記載した文書

人の健康及び環境に対する災害・事故を未然に防止することが最大の目的

※安全性を証明するための資料ではない

SDSへの記載内容



1. 化学品及び会社情報
2. 危険有害性の要約
3. 組成及び成分情報
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意
8. ばく露防止及び保護措置
9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

GHS分類を実施しないとSDSが作成できない！

GHSのラベルとは

SDSからエッセンスを抜き出したのがラベル要素



ホルムアルデヒド (Formaldehyde)	
成分: 00000	GAS番号: 50-00-0
 危険	
危険有害性情報 極めて可燃性又は引火性の高いガス 高圧ガス: 熱すると爆発のおそれ 飲み込むと有害 皮膚に接触すると有毒 遺伝性疾患のおそれの疑い 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害	
注意書き 【安全対策】 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 環境への放出を避けること。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 【応急措置】 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。 漏洩ガス火災の場合: 漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。 【保管】 容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 【廃棄】 内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。 【その他の危険有害性】 情報なし	
供給者: 0000株式会社	
毒物及び劇物取締法: 劇物	医薬用外劇物
消防法:	貯蔵等の届出を要する物質
ロットNo.	XYZ0123

(厚生労働省モデルラベルを基に編集 ホルムアルデヒド)

SDSの情報を基礎としてラベルは視認性の良い記載
労働現場ではラベルが貼付られていることが最重要

ラベルに必要な情報

- 危険有害性を表す絵表示
- 注意喚起語
- 危険有害性情報
- 注意書き
- 化学品の名称
- 供給者を特定する情報
- その他国内法令によって表示が求められる事項



GHS分類を実施しないとラベルが作成できない！

国内におけるGHS関連の法律

日本国内には化学物質管理に関する様々な法令が存在するが、GHSに関連した法律は主に3つ

暴露 有害性		労働環境 (国内輸送)	消費者	環境経由			危機管理
				排出・スリッジ汚染	廃棄		
物理化学的 危険性		火薬類取締法 消防法 高圧ガス保安法				火薬類 取締法 高圧ガス 保安法	
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法 労働安全衛生法（安衛法）	農薬取締法 食品衛生法 薬機法 家庭用品品質表示法 有害物質含有家庭用品規制法 建築基準法	農薬取締法 化学物質審査規制法 (化審法)	化学物質排出把握管理促進法 (PRT法) 大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	化学兵器 禁止法
	長期毒性						
生活環境（動植物を含む）への影響					水銀汚染防止法		
オゾン層破壊性				オゾン層 保護法			
					フロン排出抑制法		

国内におけるGHS関連の法律

化管法

- SDSの提供義務
- ラベル表示の努力義務

安衛法

- SDSの提供義務
- ラベルの表示義務
- 対象物質以外でも危険有害性を有するすべての化学物質及びそれを含有する混合物のラベル表示及びSDS提供の努力義務

毒劇法

- 名称、含量、製造業者等の情報の容器・被包への表示義務
- 性状及び取扱いに関する情報等の提供義務

個別の法律にGHSに関する条項を追加するのは困難

事業者による法律／GHS対応を簡便化するため
日本産業規格JIS Z 7252、及びJIS Z 7253を策定

さらに、GHS分類を正確かつ効率的に実施するための手引きとして、
「**政府向けGHS分類ガイダンス**」及び「**事業者向けGHS分類ガイダンス**」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

GHSに関する日本産業規格JIS

JIS

GHSに基づく化学品の分類方法

JIS Z 7252 : 2019

(JCI/A/JSA)

令和元年1月23日 改定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権©2019 JISC. 無断複製は固く禁じます。

日本産業規格(JIS)

• **JIS Z 7252:2019**

GHSに基づく化学品の分類方法

→ **危険有害性の分類基準**に関するJIS

JIS

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の
伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び
安全データシート (SDS)

JIS Z 7253 : 2019

(JCI/A/JSA)

令和元年1月23日 改定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権©2019 JISC. 無断複製は固く禁じます。

• **JIS Z 7253:2019**

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法

→ **ラベル・SDSの作成方法**に関するJIS

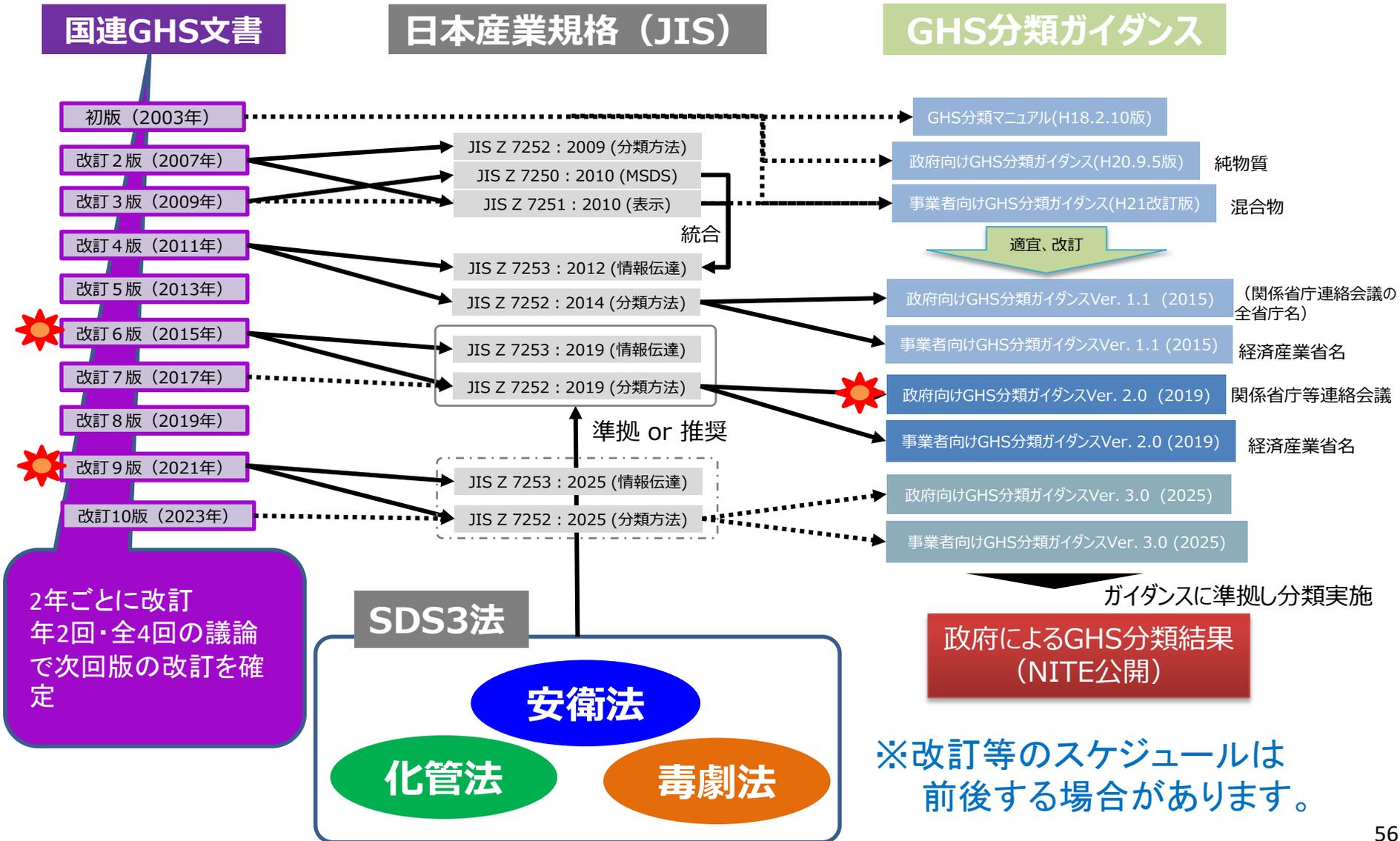
国連GHS文書の内容を
日本のルールとして整理したのが2つのJIS

※日本産業標準調査会のWebページから閲覧が可能です。

<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

(参考)

国連GHS文書、国内法律、JIS、ガイダンス等の位置づけ



GHSにおける「危険有害性」

ピクトグラム <ラベル・SDSの絵表示と危険有害性>

絵表示(ピクトグラム):【シンボル】を赤い枠で囲んだもの

<p>【炎】</p> 	<p>可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など</p>	<p>【円上の炎】</p> 	<p>支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体</p>	<p>【爆弾の爆発】</p>  <p>爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物</p>
<p>【腐食性】</p> 	<p>金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性</p>	<p>【ガスボンベ】</p> 	<p>高圧ガス</p>	<p>【どくろ】</p>  <p>急性毒性 (区分1～3)</p>
<p>【感嘆符】</p> 	<p>急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など</p>	<p>【環境】</p> 	<p>水生環境有害性</p>	<p>【健康有害性】</p>  <p>呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 吸引性呼吸器有害性</p>

選択可能方式 (Building block approach)

各国はそれぞれのシステムにどのような部分を当てはめるかを自由に決めることができる。

濃度限界 (カットオフ値)

未試験の混合物を、成分の危険有害性に基づいて分類する場合に使用する成分の含有濃度の限界値。

選択可能方式 (ビルディングブロック)

表1 「UN」、「JIS」で採用している GHS 分類区分

爆発物	不安定爆発物	区分 1.1	区分 1.2	区分 1.3	区分 1.4	区分 1.5	区分 1.6
可燃性ガス	1A	1B	2				
エアゾールおよび加圧下化学品	1	2	3				
酸化性ガス	1	2	3				
高压ガス	圧縮	液化	深冷液化	溶解			
引火性液体	1	2	3	4			
可燃性固体	1	2					
自己反応性物質および混合物	タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
自然発火性液体	1						
自然発火性固体	1						
自己発熱性物質および混合物	1	2					
水反応可燃性物質および混合物	1	2	3				
酸化性液体	1	2	3				
酸化性固体	1	2	3				
有機過酸化物	タイプ A	タイプ B	タイプ C				
金属腐食性物質および混合物	1						
鈍性化爆発物	1	2	3				

日本では赤色の区分を採用していない。

- ・急性毒性: **区分5**
- ・皮膚腐食性/刺激性: **区分3**
- ・誤えん有害性: **区分2**

急性毒性	1	2	3	4	5※
皮膚腐食性/皮膚刺激性	1A	1B	1C	2	3※
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1	2A	2B		
呼吸器感作性または皮膚感作性	1	1A	1B		
生殖細胞変異原性	1A	1B	2		
発がん性	1A	1B	2		
生殖毒性	1A	1B	2	授乳影響	
特定標的臓器毒性・単回ばく露	1	2	3		
特定標的臓器毒性・反復ばく露	1	2			
誤えん有害性	1	2※			
水生環境有害性 短期(急性)	1	2	3		
水生環境有害性 長期(慢性)	1	2	3	4	
オゾン層への有害性	1				

※「JIS」で非採用の分類区分

濃度限界（カットオフ値）：分類を行う値

例)



成分の分類：	混合物の分類基準となるカットオフ値／濃度限界：		
	区分1 発がん性物質		区分2 発がん性物質
	区分1A	区分1B	
区分1A 発がん性物質	≧0.1%	--	--
区分1B 発がん性物質	--	≧0.1%	--
区分2 発がん性物質	--	--	≧0.1% (注記1)
	--	--	≧1.0% (注記2)



2の発がん性物質成分が0.1%と1%の間の濃度で混合物中に存在する場合には、

**併記されているカットオフ値のうち
日本(JIS)では大きいほうの値で
区分が付く**

(参考)

分類を行う値とSDSを作成する値が異なる場合も

健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度

危険有害性クラス	SDSを作成する濃度 (ただし、国内法令によって別途定めがある場合には、この限りではない)
急性毒性	1.0 %以上
皮膚腐食性／刺激性	1.0 %以上
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1.0 %以上
呼吸器感作性又は皮膚感作性	0.1 %以上 (※)
生殖細胞変異原性：区分1	0.1 %以上
生殖細胞変異原性：区分2	1.0 %以上
発がん性	0.1 %以上 (※)
生殖毒性	0.1 %以上 (※)
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1.0 %以上 (※)
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1.0 %以上 (※)
誤えん有害性：区分1	10 %以上の区分1の物質かつ40℃での動粘性率が20.5 mm ² /s以下
水生環境有害性	1.0 %以上

※分類を行う濃度未満であっても、SDSを作成する濃度以上で混合物中に存在する場合
当該成分のGHS分類区分及び濃度又は濃度範囲を記載する必要があるので注意！

GHS分類の判定基準の例(1)

【物理化学的危険性】 データから分類

表 2.6.1 : 引火性液体の判定基準

区分	判定基準
1	引火点 < 23℃ および 初留点 ≤ 35℃
2	引火点 < 23℃ および 初留点 > 35℃
3	引火点 ≥ 23℃ および ≤ 60℃
4	引火点 > 60℃ および ≤ 93℃

注記 1 : 引火点が 55℃ から 75℃ の範囲内にある軽油類、ディーゼル油および軽加熱油は、規制目的によっては 1 つの特殊グループとされることがある。

表 2.10.1 : 自然発火性固体の判定基準

区分	判定基準
1	固体が空気と接触すると 5 分以内に発火する。

注記 : 固体物質または混合物の分類試験では、当該物質または混合物は実際に提供される形態で試験を実施すること。例えば、供給または輸送が目的で、同じ物質が、試験したときとは異なった物理的形態で、しかも評価試験結果を著しく変える可能性が高いと考えられる形態で提供されるとすると、そうした物質もまたその新たな形態で試験されなければならない。

GHS分類の判定基準の例(2)

【急性毒性】急性毒性試験で得られたデータから分類

※国連GHS文書では【急性毒性】の区分5まで規定。JISでは不採用。

表 3.1.1 : 急性毒性区分に関する急性毒性推定値 (ATE) および判定基準

ばく露経路	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5
経口 (mg/kg 体重) 注記(a),(b)参照	ATE ≤ 5	5 < ATE ≤ 50	50 < ATE ≤ 300	300 < ATE ≤ 2000	2000 < ATE ≤ 5000 注記(g)詳細な判定 基準参照
経皮 (mg/kg 体重) 注記(a),(b)参照	ATE ≤ 50	50 < ATE ≤ 200	200 < ATE ≤ 1000	1000 < ATE ≤ 2000	
気体 (ppmV) 注記(a), (b), (c)参照	ATE ≤ 100	100 < ATE ≤ 500	500 < ATE ≤ 2500	2500 < ATE ≤ 20000	注記(g)詳細な判定 基準参照
蒸気 (mg/l) 注記(a), (b), (c), (d), (e)参照	ATE ≤ 0.5	0.5 < ATE ≤ 2.0	2.0 < ATE ≤ 10.0	10.0 < ATE ≤ 20.0	
粉塵およびミスト (mg/l) 注記(a), (b), (c), (f)参照	ATE ≤ 0.05	0.05 < ATE ≤ 0.5	0.5 < ATE ≤ 1.0	1.0 < ATE ≤ 5.0	

注記：気体濃度は容積での百万分の一 (ppmV) を単位として表されている。

**ATE (Acute Toxicity Estimates): LD50値やLC50
値またはそれらの推定値**

GHS分類の判定基準の例(3)

【皮膚腐食性/刺激性】ヒト又は動物の知見から分類

表 3.2.1 : 皮膚腐食性の区分および細区分

	判定基準
区分 1	4 時間以内のばく露で、少なくとも 1 匹の試験動物で、皮膚の組織を破壊、すなわち表皮を通して真皮に達する目に見える壊死
細区分 1A	3 分以下のばく露の後で、少なくとも 1 匹の動物で、1 時間以内の観察により腐食反応
細区分 1B	3 分を超え 1 時間以内のばく露で、少なくとも 1 匹の動物で、14 日以内の観察により腐食反応
細区分 1C	1 時間を超え 4 時間以内のばく露で、少なくとも 1 匹の動物で、14 日以内の観察により腐食反応

表 3.2.2 : 皮膚刺激性の区分^{a, b}

区分	判定基準
刺激性 (区分 2) (すべての所管官庁に適用)	(a) 試験動物 3 匹のうち少なくとも 2 匹で、パッチ除去後 24、48 および 72 時間における評価または反応が遅発性の場合には皮膚反応発生後 3 日間連続しての評価で、紅斑/痂皮または浮腫の平均スコアが ≥ 2.3 かつ ≤ 4.0 である、または (b) 少なくとも 2 匹の動物で、通常 14 日間の観察期間終了時まで炎症が残る、特に脱毛 (限定領域内)、過角化症、過形成および落屑を考慮する、または (c) 動物間にかかなりの反応の差があり、動物 1 匹で化学品ばく露に関してきわめて決定的な陽性作用が見られるが、上述の判定基準ほどではないような例もある。
軽度刺激性 (区分 3) (限られた所管官庁のみに適用)	試験動物 3 匹のうち少なくとも 2 匹で、パッチ除去後 24、48 および 72 時間における評価または反応が遅発性の場合には皮膚反応発生後 3 日間連続しての評価で、紅斑/痂皮または浮腫の平均スコアが ≥ 1.5 かつ < 2.3 である (上述の刺激性区分には分類されない場合)

^a 評価基準は OECD テストガイドライン 404 に記載されている。

^b 4、5 または 6 匹の動物実験の評価は 3.2.5.3.3 にある判定基準にしたがうべきである。

※国連GHS文書では
【皮膚刺激性】区分3まで規定。
JISでは不採用。

GHS分類の判定基準の例(4)

【特定標的臓器毒性(反復ばく露)】ヒトへの影響に関する証拠と90日間の反復毒性試験によるガイダンス値から分類

図表 3.5.75 反復ばく露に関するガイダンス値の範囲¹⁾

項目		ガイダンス値(用量/濃度)(C)範囲	
ばく露経路	単位	区分1	区分2
経口(ラット)	mg/kg 体重/日	$C \leq 10$	$10 < C \leq 100$
経皮 (ラット又はウサギ)	mg/kg 体重/日	$C \leq 20$	$20 < C \leq 200$
吸入(ラット)気体	ppm/6 時間/日	$C \leq 50$	$50 < C \leq 250$
吸入(ラット)蒸気	mg/L/6 時間/日	$C \leq 0.2$	$0.2 < C \leq 1.0$
吸入(ラット) 粉じん/ミスト/ヒューム	mg/L/6 時間/日	$C \leq 0.02$	$0.02 < C \leq 0.2$

注 1) ガイダンス値及び範囲は、あくまでもガイダンスのためのものである。すなわち、証拠の重みづけの一環として、分類を判定するためのものであって、厳密な境界値として意図されたものではない。

注) 分類 JIS の図 B. 27、図 B. 28 による。

事業者向けGHS分類ガイダンス

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

GHS分類の判定基準の例(5)①

【発がん性】ヒトへの影響の確からしさから分類

図 3.6.1 : 発がん性物質の有害性区分

区分 1 : ヒトに対する発がん性が知られているあるいはおそらく発がん性がある

物質の区分 1 への分類は、疫学的データまたは動物データをもとに行う。個々の物質はさらに次のように区別されることもある：

区分 1A : ヒトに対する発がん性が知られている：主としてヒトでの証拠により物質をここに分類する。

区分 1B : ヒトに対しておそらく発がん性がある：主として動物での証拠により物質をここに分類する。

証拠の強さとその他の事項も考慮した上で、ヒトでの調査により物質に対するヒトのばく露と、がん発生の因果関係が確立された場合を、その証拠とする（ヒトに対する発がん性が知られている物質）。あるいは、動物に対する発がん性を実証する十分な証拠がある動物試験を、その証拠とすることもある（ヒトに対する発がん性があると考えられる物質）。さらに、試験からはヒトにおける発がん性の証拠が限られており、また実験動物での発がん性の証拠も限られている場合には、ヒトに対する発がん性があると考えられるかどうかは、ケースバイケースで科学的判定によって決定することもある。

分類： 区分 1(A および B) 発がん性物質

区分 2 : ヒトに対する発がん性が疑われる

物質の区分 2 への分類は、物質を確実に区分 1 に分類するには不十分な場合ではあるが、ヒトまたは動物での調査より得られた証拠をもとに行う。証拠の強さとその他の事項も考慮した上で、ヒトでの調査で発がん性の限られた証拠や、または動物試験で発がん性の限られた証拠が証拠とされる場合もある。

分類： 区分 2 発がん性物質

GHS分類の判定基準の例(5)②

【発がん性】ヒトへの影響の確からしさから分類

政府向けGHS分類ガイドンス

※原則として、国内外の分類機関による分類及びその根拠となったデータで判断

図表 3.3.34 発がん性分類の比較 (GHS 分類区分と他の機関の分類の比較)

GHS	IARC	産衛学会	ACG IH	EPA 1986	EPA 1996	EPA 1999/2005	NTP	EU CLP	MAK (DFG)	厚労省 有害性評価
1A	1	第 1 群	A1	A	K/L	CaH	K	1A	1	ヒトに対する発がん性が知られている
1B	2A	第 2 群 A	A2	B1, B2		L	R	1B	2	ヒトに対しておそらく発がん性がある
2	2B	第 2 群 B	A3	C		S		2	(3, 4, 5)	ヒトに対する発がん性が疑われる

注 1) EPA の分類の表記は年によって変わっているので注意が必要。

注 2) 既存分類の分類表記の内容を図表 3.3.35 に示す。

政府向けGHS分類ガイドンス

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

GHS分類の判定基準の例(6)

【水生環境有害性(短期)】藻類、甲殻類、魚類による試験データから分類

表 4.1.1 : 水生環境有害性物質の区分 (注記 1)

(a) 短期 (急性) 水生有害性

区分 急性 1 (注記 2)

96 時間 LC₅₀ (魚類に対する) $\leq 1\text{mg/l}$ および/または

48 時間 EC₅₀ (甲殻類に対する) $\leq 1\text{mg/l}$ および/または

72 または 96 時間 ErC₅₀ (藻類または他の水生植物に対する) $\leq 1\text{mg/l}$ (注記 3)

規制体系によっては、急性 1 をさらに細分して、L(E)C₅₀ $\leq 0.1\text{mg/l}$ という、より低い濃度帯を含む場合もある。

区分 急性 2

96 時間 LC₅₀ (魚類に対する) $> 1\text{mg/l}$ だが $\leq 10\text{mg/l}$ および/または

48 時間 EC₅₀ (甲殻類に対する) $> 1\text{mg/l}$ だが $\leq 10\text{mg/l}$ および/または

72 または 96 時間 ErC₅₀ (藻類または他の水生植物に対する) $> 1\text{mg/l}$ だが $\leq 10\text{mg/l}$ (注記 3)

区分 急性 3

96 時間 LC₅₀ (魚類に対する) $> 10\text{mg/l}$ だが $\leq 100\text{mg/l}$ および/または

48 時間 EC₅₀ (甲殻類に対する) $> 10\text{mg/l}$ だが $\leq 100\text{mg/l}$ および/または

72 または 96 時間 ErC₅₀ (藻類または他の水生植物に対する) $> 10\text{mg/l}$ だが $\leq 100\text{mg/l}$ (注記 3)

規制体系によっては、L(E)C₅₀ が 100mg/l を超える、別の区分を設ける場合もある。

政府によるGHS分類結果

ガイダンスに基づいて政府分類を整備

政府向けGHS分類ガイダンス

政府向け GHS 分類ガイダンス
(令和元年度改訂版 (Ver. 2.0))

令和2年3月

GHS 関係省庁等連絡会議



SDS・ラベルの作成支援のために

政府がGHS分類を実施

約3,300物質



労働安全衛生総合研究所

健康に対する有害性

危険有害性項目	分類結果	絵表示 注意喚起語	危険有害 性情報 (Hコード)	注意書き (Pコード)	分類根拠・問題点
1 急性毒性（経口）	-	-	-	-	-
1 急性毒性（経皮）	-	-	-	-	-
1 急性毒性（吸入：ガス）	-	-	-	-	-
1 急性毒性（吸入：蒸気）	-	-	-	-	-
1 急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）	-	-	-	-	-
2 皮膚腐食性/刺激性	区分1		H314	P301+P330+P331 P303+P361+P353 P305+P351+P338 P304+P340 P260 P264 P280 P310 P321 P363 P405 P501	<p>【分類根拠】 (1) より、区分1とした。なお、新たな知見に基づき、分類結果を変更した（2022年度）。</p> <p>【根拠データ】 (1) ホルマリン（本物質37%水溶液）をラットに40分経皮ばく露した試験で、皮膚損傷が認められた。微小血管漏出は本物質の2.5%以上の濃度で生じた（REACH登録情報（Accessed Oct. 2022））。</p> <p>【参考データ等】 (2) 本物質の3~37%水溶液をラット（n=6/群）に1 mL/kg（約0.4 mL/例）を適用した結果、37%水溶液投与群では皮膚腐蝕、15~18%水溶液でも腐蝕がみられた。7~9%水溶液でも同様に腐蝕がみられたが、独立した2回目の試験では発赤と浮腫がみられただけであった。3%水溶液は無影響であったとの報告がある（REACH登録情報（Accessed Oct. 2022））。</p> <p>(3) ホルマリン（本物質40%水溶液）について、ウサギ（n=2）を用いた皮膚刺激性試験（OECD TG404相当、20時間閉塞、8日観察）では、ばく露終了24時間後に2区とも紅斑及び浮腫以外に皮膚壊死が明確に認められ、その後全層に及ぶ壊死（full thickness necrosis）に進展した。（REACH登録情報（Accessed Oct. 2022））。</p>

GHS総合情報提供サイト
(NITEウェブページ)

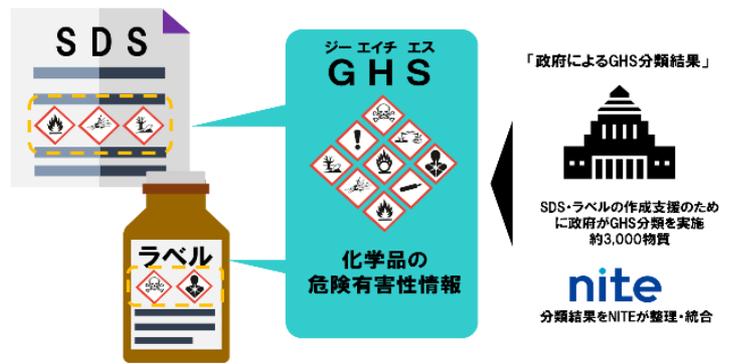
https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

政府によるGHS分類結果/ NITE統合版

分類結果・分類根拠・分類年度などが確認可能

NITE統合版 政府によるGHS分類結果 (Excel, HTML)

View this page in English



概要

NITE統合版 政府によるGHS分類結果は政府による分類事業で分類された結果をNITEが独自にとりまとめたものです。主なポイントは以下のとおりです。

- <NITE統合版の特徴>
- 政府によるGHS分類結果の最新版のみを掲載 (同じ物質で複数回、再分類された物質の最新の結果のみを統合)
 - 危険有害性が付与されない理由を分類結果に記載 (分類できない、分類対象外、区分に該当しない)
 - 全対象物質の危険有害性区分一覧表を整備
 - 全対象物質の分類根拠文章の一覧表を整備

下記のリンク先から個別分類結果 (Excel, HTML) 及び一覧表 (Excel) をご覧いただけます。

▶ NITE統合版 政府によるGHS分類結果一覧を閲覧する

▶ 全対象物質の危険有害性区分一覧表をダウンロードする

▶ 全対象物質の分類根拠一覧表をダウンロードする

▶ NITE-CHRIIPから一覧情報を確認する

健康に対する有害性

危険有害性項目	分類結果	絵表示 注意喚起語	危険有害性情報 (Hコード)	注意書き (Pコード)	分類根拠・問題点	分類実施年度	分類ガイダンス等
1 急性毒性 (経口)	区分4	警告	H302	P301+P312 P264 P270 P330 P501	ラットのLD50値として、800-1,600 mg/kg (ACGIH (7th, 2014)、NTP TR159 (1979))、800-4,020 mg/kg (NITE初期リスク評価書 (2008))、1,530 mg/kg (4件) (CICAD 75 (2009)、DFGOT vol. 25 (2009)、SIDS (2006)、環境省リスク評価第2巻・暫定的有害性評価シート (2003))、2,000 mg/kg (DFGOT vol. 25 (2009))、4,020 mg/kg (2件) (DFGOT vol. 25 (2009)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (1998)、NTP TR159 (1979)) の9件の報告がある。最も多くのデータ (6件) が該当する区分4とした。	平成26年度 (2014年度)	ガイダンス Ver.1.0 (GHS 4版, JIS Z 7252:2014)

環境に対する有害性

危険有害性項目	分類結果	絵表示 注意喚起語	危険有害性情報 (Hコード)	注意書き (Pコード)	分類根拠・問題点	分類実施年度	分類ガイダンス等
11 水生環境有害性 短期 (急性)	区分に該当しない	-	-	-	魚類 (メダカ) の96時間LC50 > 99 mg/L (環境省生態影響試験, 2003) であることから、区分外とした。	平成24年度 (2012年度)	ガイダンス (H22.7版) (GHS 3版, JIS Z 7252:2009)
11 水生環境有害性 長期 (慢性)	区分に該当しない	-	-	-	急速分解性があり (良分解性 (2週間でのBODによる分解度: 85.2%) (既存点検, 1976))、魚類 (ニジマス) の60日間NOEC = 10 mg/L (SIDS, 2005)、甲殻類 (オオミジンコ) の21日間NOEC = 16 mg/L (環境省生態影響試験, 2003)、藻類 (Pseudokirchneriella subcapitata) の72-h NOEC = 32 mg/Lであることから、区分外とした。	平成24年度 (2012年度)	ガイダンス (H22.7版) (GHS 3版, JIS Z 7252:2009)

例：無水フタル酸の分類結果抜粋

日本と海外のGHS分類結果

国連GHS文書やJISは分類の方法について言及するものであり、具体的な化学品に対してどのようなGHS分類区分が付与されるかについては言及していない。しかしながら、一部の国や地域では化学品（純物質）に対して使用可能なGHS分類結果を明確に定めている場合がある。

日本では、政府が分類したGHS分類結果を公開しているが、これらはいくまでSDSやラベル作成の際の参考であり、使用を強制するものではない。

＜参考分類＞

ラベルやSDSを作成する際に
参照してもらうことを目的に公開
分類結果の使用義務はない

日本ではSDS作成の参考となるようなGHS分類結果が公開されています。



日本政府による
GHS分類結果

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html

＜強制分類＞

ラベルやSDSを作成する際に指定の分類
結果を使用する義務が発生するもの

例えば欧州では一部の化学物質に対して
使用しなければならないGHS分類結果が
公開されています。



EU:CLP調和分類
(ヨーロッパのGHS分類)

<https://echa.europa.eu/regulations/clp/harmonised-classification-and-labelling>

(参考) 官民連携プロジェクト

化学物質管理

HOME 化学物質管理 GHS総合情報提供サイト 政府によるGHS分類結果 (Excel、HTML) 令和6年度官民連携GHS分類情報収集プロジェクト

令和6年度官民連携GHS分類情報収集プロジェクト

このページは厚生労働省、経済産業省、環境省、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 (JNIOSH) 及びNITEが協力して実施する政府によるGHS分類事業に使用可能な試験報告書等の資料を民間の事業者から収集するGHS分類情報収集プロジェクトに関する説明及び情報提供の受付サイトです。民間の事業者からの情報の受付をNITEが担当しています。

目次

- 1-1. 本プロジェクトの概要について
- 1-2. 本プロジェクトの目的について
- 1-3. 本プロジェクトの情報の流れについて
- 2-1. 情報の受付期間
- 2-2. 受付対象となる物質
- 2-3. 受付対象となる試験情報
- 2-4. 受付対象となる安全データシート (SDS) (参考資料)
- 2-5. 受付に必要となる書類 (電子ファイル)
- 2-6. 情報の提供方法
- 2-7. 情報提供の結果報告について

1. 官民連携GHS分類情報収集プロジェクトについて

1-1. 本プロジェクトの概要について

化学物質管理

ニュースリリース一覧

はじめての方はこちら

化審法関連情報

化管法関連情報

化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

GHS総合情報提供サイト (ラベル、SDS、NITE-Gmiccs)

NITE統合版 GHS分類結果 (Excel、HTML)

GHS分類方法

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム (NITE-Gmiccs)

GHS対応ラベル/SDS作成

国連GHS文書

消費者製品へのGHSラベル

GHSを用いたリスクアセスメント

政府によるGHS分類結果

官民連携GHS分類情報収集プロジェクト

学習コンテンツ

FAQ(よくあるご質問)

GHS関連問合せ先一覧・リンク集

混合物のGHS分類（推奨されている優先順）

高

(a) 混合物そのものの試験データがあればそれを使用

物理化学的危険性

健康有害性

環境有害性

(b) つなぎの原則（Bridging principles）

① 希釈

健康有害性

環境有害性

② 製造バッチ

③ 毒性の高い混合物の濃縮

④ 一つの危険有害性区分の中での内挿

⑤ 本質的に類似した混合物

⑥ エアゾール

※物理化学的危険性には基本的に適用不可

優先度

低

(c) 個々の成分に関する既知の情報に基づいて、混合物の危険有害性を推定（加算式、カットオフ値/濃度限界等）

※物理化学的危険性には基本的に適用不可

健康有害性

環境有害性

(a) 混合物そのものの試験データがあればそれを使用

様々な成分を含む混合物（製品）として試験した結果がある場合（燃焼性試験や変異原性試験など）、その結果が最も優先される。



混合物X
(組成成分A、B、C、...)

混合物Xについて試験



混合物Xそのものの試験データ
(物性値や毒性値等)に基づき
GHS分類を実施

(b) つなぎの原則 (Bridging principles)

希釈

有害性があまりないと考えられる物質で希釈した場合、試験された元の化学物質/混合物と同等として分類してもよい。

一つの有害性区分内での内挿

3つの混合物 (A,B,C) が同じ成分Dをもち、AとBが試験されて主にDにより同じ有害性区分にある場合で、さらにCの成分DがAとBの中間濃度であれば同じ有害性区分と推定される。

製造バッチ

同じ製造業者が生産した試験していないバッチの同じ製品は、試験した製造バッチの有害性と同等とみなせる。
ただし、バッチ間で有害性が変動する場合は新しく分類する。

本質的に類似した混合物

A+B (試験済み)、C+B (試験なし) という2種類の混合物がある。AとCの有害性区分が同等であり、同程度混合されているBは有害性に影響しないと考えられれば、C+BはA+Bと同じ区分に分類してもよい。

毒性の高い混合物の濃縮

区分1や細区分 1 Aに分類される成分を濃縮する場合、追加試験無しで区分 1 又は 1 Aにしてもよい。

エアゾール

エアゾール形態の混合物は添加した噴霧剤が噴霧時に有害性に影響しない条件下では、非エアゾール形態の混合物と同一の有害性区分に分類してもよい。

※詳細はJISや分類ガイダンスをご確認ください。

(c) 個々の成分に関する既知の情報に基づいて、 混合物の危険有害性を推定

例) 【急性毒性】 (加算式による分類)
混合物の全成分についてデータが利用できる場合

$$\frac{100}{ATE_{mix}} = \sum_{i=1}^n \frac{C_i}{ATE_i}$$

ATE_{mix} : 混合物の急性毒性推定値

n : 成分数 (n のとき、 i は1から n)

C_i : 成分 i の濃度

ATE_i : 成分 i の急性毒性値 (利用可能な LD_{50} / LC_{50} 値など)

例) 【急性毒性】 (加算式による分類)

混合物の全成分についてデータが利用できる場合の例題

組成成分	含有率(%)	分類結果	LD50値 [mg/kg]
成分A	60	区分3	200
成分B	30	区分4	500
成分C	10	区分3	70

$$\frac{100}{ATE_{mix}} = \sum_{i=1}^n \frac{C_i}{ATE_i} = \frac{60}{200} + \frac{30}{500} + \frac{10}{70}$$

$$ATE_{mix} = \frac{100}{\frac{60}{200} + \frac{30}{500} + \frac{10}{70}} = 198.86 \dots [\text{mg/kg}]$$



図表 3.5.1 急性毒性値又は急性毒性推定値 (ATE) に基づく区分

ばく露経路	区分1	区分2	区分3	区分4
経口 (mg/kg 体重)	$ATE \leq 5$	$5 < ATE \leq 50$	$50 < ATE \leq 300$	$300 < ATE \leq 2\,000$
経皮 (mg/kg 体重)	$ATE \leq 50$	$50 < ATE \leq 300$	$300 < ATE \leq 1\,000$	$1\,000 < ATE \leq 2\,000$

結果: この混合物の急性毒性は**区分3**

(c) 個々の成分に関する既知の情報に基づいて、 混合物の危険有害性を推定

例) 【発がん性】成分のカットオフ値／濃度限界から分類

表 3.6.1 混合物の分類基準となる発がん性成分のカットオフ値/濃度限界^a

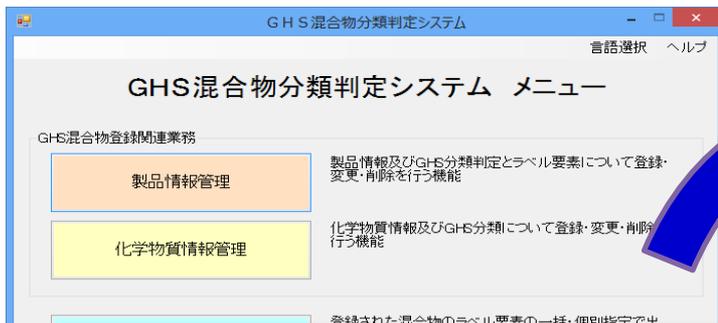
成分の分類：	混合物の分類基準となるカットオフ値/濃度限界：		
	区分 1 発がん性物質		区分 2 発がん性物質
	区分 1A	区分 1B	
区分 1A 発がん性物質	≥0.1%	--	--
区分 1B 発がん性物質	--	≥0.1%	--
区分 2 発がん性物質	--	--	≥0.1% (注記 1)
			≥1.0% (注記 2)



組成成分	含有率(%)	分類結果
成分A	0.03	発がん性区分 1B
成分B	0.5	発がん性区分 2
成分C	3	区分に該当しない
成分D	96.47	区分に該当しない

結果

- JIS(注記2)の場合：
この混合物の発がん性は
区分に該当しない
- 注記1の場合：
この混合物の発がん性は
区分2



GHS分類・ラベル作成 支援ツール



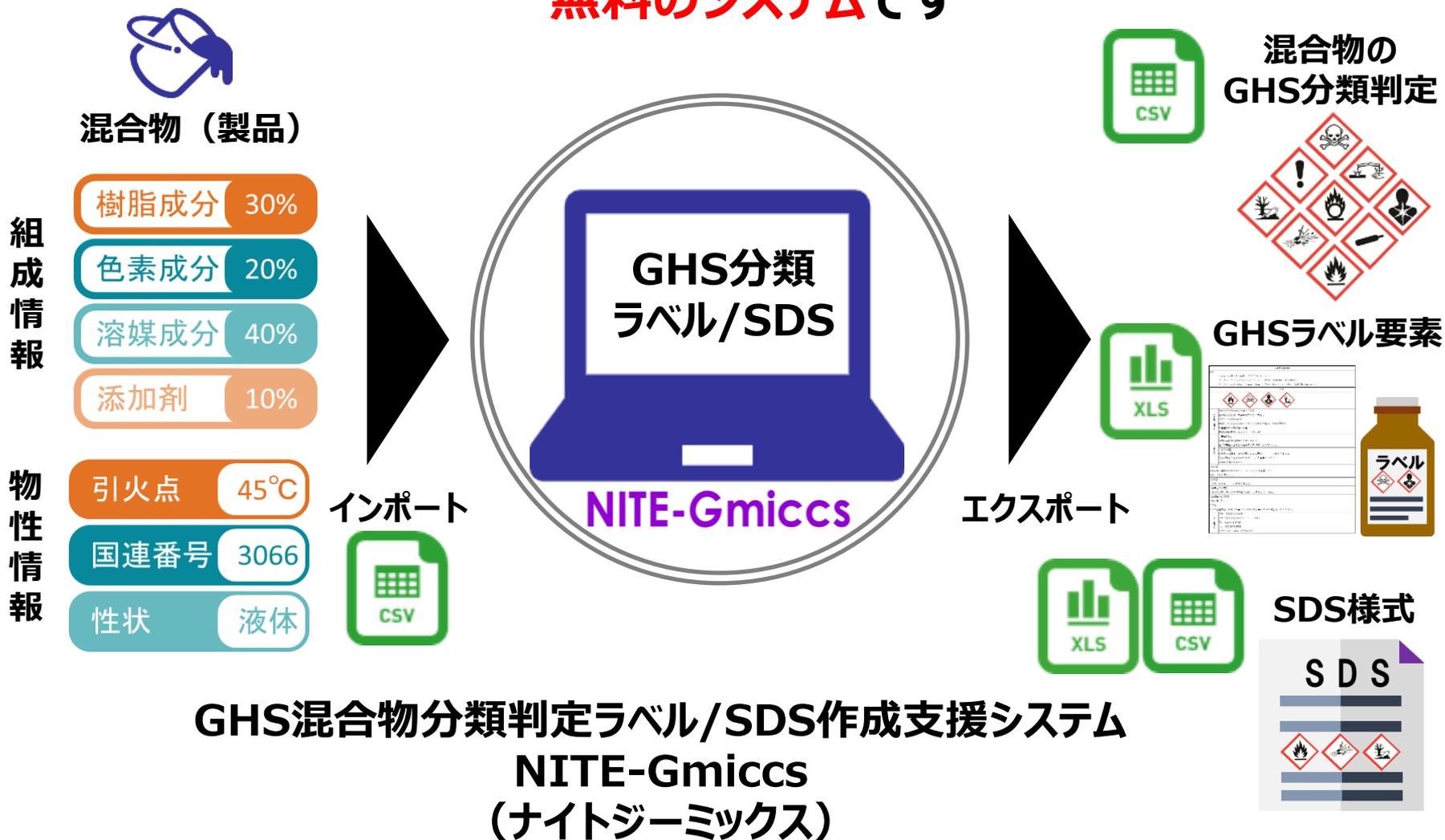
特徴

- ・インストール**不要**
- ・アップデート**不要**
- ・PC移行作業**不要**

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム
NITE-Gmiccs (GHS Mixture Classification and
Labelling/SDS Creation System)

経済産業省が運用していたインストール型（スタンドアローン）の
GHS混合物分類判定システムをリニューアルしたシステム

NITE-Gmiccsは混合物のGHS分類・ラベル作成・SDS作成 をWebブラウザからいつでもどこでも利用できる 無料のシステムです



GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム
NITE-Gmiccs
(ナイトジーミックス)



GHS分類結果



GHSラベル



SDS様式



Gmiccsから出力したGHS分類・SDS
様式をSDSの作成に活用できます

※各法律で求められる義務の詳細については必ず所管省庁から公表される情報をご確認ください。

化管法

- ◆ SDSの提供義務
- ◆ ラベルの表示努力義務

安衛法

- ◆ SDSの提供義務
- ◆ ラベルの表示義務

毒劇法

- ◆ 名称、含量、製造業者の情報等の表示義務
- ◆ 性状・取扱いに関する情報等の提供義務

基礎データとして約3,300の単一物質（組成成分）の政府によるGHS分類結果、EUのGHS分類結果をNITE-Gmiccsへ収載

「政府によるGHS分類結果/
NITE統合版」



nite

GHS分類結果をNITEが整理・
統合(NITE統合版)

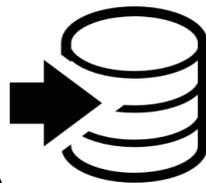


SDS・ラベルの作成支援のため
に政府がGHS分類を実施
約3,300物質

「EU:CLP調和分類」



ヨーロッパのGHS分類※3
約4,700物質



NITE-Gmiccs

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム invented by METI
GHS Mixture Classification and Label/SDS Creation System

混合物（製品）に含まれる単一物質※1を
選択し、含有率を入力すれば危険有害性の
分類を判定※2します

※1 単一物質のデータがGmiccsに収載されていない（政府によるGHS分類結果がない）場合はユーザーで準備し、Gmiccsに登録する必要があります。収載データの確認は以下より行えます。

<NITE統合版GHS分類結果>

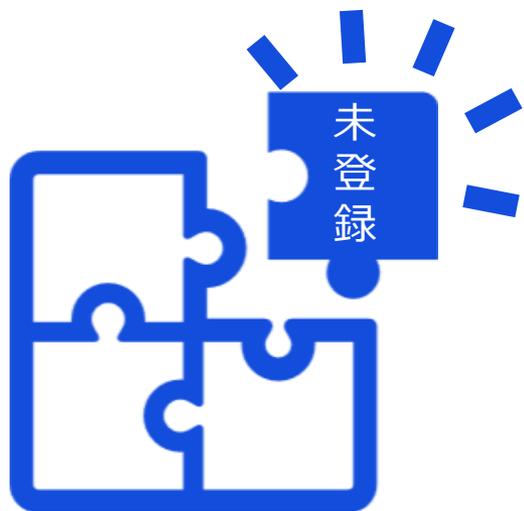
https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html

※2 物理化学的危険性については基本的に分類判定されません。一部、混合物としての物性データがある場合や国連番号等から分類できる場合についてはロジックをご確認ください。

https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_ClassificationLogic.html

※3 EUのCLP規則、附属書VI表3で公表されている有害性物質の分類に関する情報です。 82

混合物（製品）中でNITE-Gmiccsに収載されていない組成成分データはユーザー側で登録する必要があります※



※未登録の組成成分についてはNITE-Gmiccsに登録が必要です。組成成分のGHS分類情報を用意し、NITE-GmiccsのStep 1で登録します。成分のGHS分類情報がない場合は、データなし（分類できない）、として登録する必要があります。

GHS分類方法については下記にまとめておりますのでご参照ください。

<GHS分類方法>

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_classification.html

【参考】諸外国のGHS分類結果

海外の公的機関からもGHS分類結果が公開されていることがあり、これらの結果については参考情報として使用することもできます。諸外国における有名なGHS分類結果としては欧州の以下の分類が知られています。ただし、分類判定に使用した詳細な根拠データが公開されていない事もあるため注意が必要です。

EU:CLP調和分類



※ 参考データとして約4700の単一物質のGHS情報をGmiccsへ収載

EUのCLP規則では有害物質の調和された分類及び表示（GHSに相当するもの）を定めています。CLP規則の付属書VIで公開されている物質をEU域内で流通させる場合は、調和された分類結果を用いる必要があるため、一般に強制分類と呼ばれています。

<https://echa.europa.eu/regulations/clp/harmonised-classification-and-labelling>

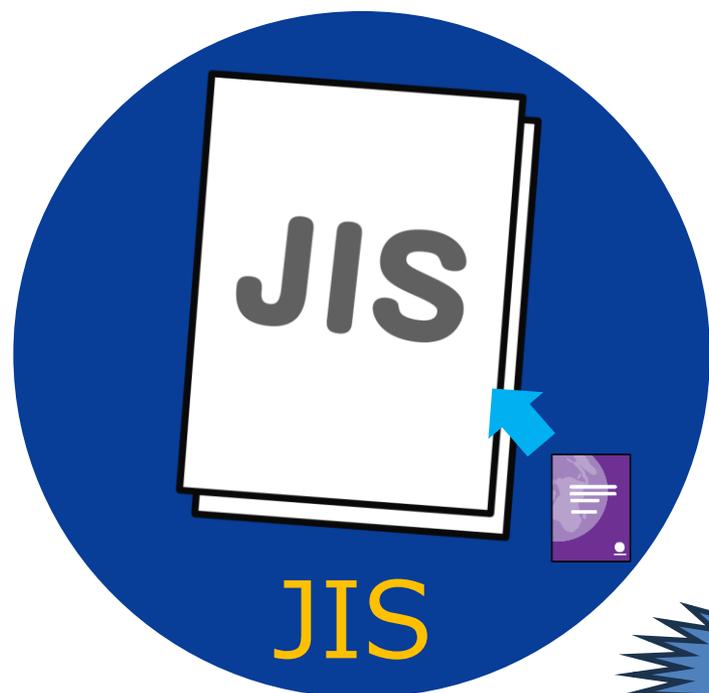
ECHA:C&L inventory



CLP規則で危険有害性が調和されていない物質についても、EU域内で流通させる場合は各事業者から使用しているGHS分類結果について届出の義務が課されており、これらのデータもECHAのWebサイトから閲覧が可能です。こちらは欧州化学品庁のデータベース（C&L inventory）としてまとめられています。

<https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/cl-inventory-database>

NITE-Gmiccsでは2つのGHS分類判定方法が選択できます



JIS

国内向け

国連GHS文書（改訂6版）に基づき、日本産業規格（JIS）※1で選択された、濃度限界/カットオフ値、危険有害性項目の区分に基づき分類



UN

海外向け

国連GHS文書（改訂6版）※2にて採用されている濃度限界/カットオフ値のうち小さい値及び危険有害性項目における全ての区分を採用し分類



便宜上の命名

※1 JIS Z 7252「GHSに基づく化学品の分類方法」

※2 海外では採用されているGHS国連文書の改訂版が異なる場合があります。ご注意ください。

(再掲) 選択可能方式 (ビルディングブロック)

表1 「UN」、「JIS」で採用している GHS 分類区分

爆発物	不安定爆発物	区分 1.1	区分 1.2	区分 1.3	区分 1.4	区分 1.5	区分 1.6
可燃性ガス	1A	1B	2				
エアゾールおよび加圧下化学品	1	2	3				
酸化性ガス	1	2	3				
高压ガス	圧縮	液化	深冷液化	溶解			
引火性液体	1	2	3	4			
可燃性固体	1	2					
自己反応性物質および混合物	タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
自然発火性液体	1						
自然発火性固体	1						
自己発熱性物質および混合物	1	2					
水反応可燃性物質および混合物	1	2	3				
酸化性液体	1	2	3				
酸化性固体	1	2	3				
有機過酸化物	タイプ A	タイプ B	タイプ C				
金属腐食性物質および混合物	1						
鈍性化爆発物	1	2	3				

日本では赤色の区分を採用していない。

- ・急性毒性: **区分5**
- ・皮膚腐食性/刺激性: **区分3**
- ・誤えん有害性: **区分2**

急性毒性	1	2	3	4	5※
皮膚腐食性/皮膚刺激性	1A	1B	1C	2	3※
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1	2A	2B		
呼吸器感作性または皮膚感作性	1	1A	1B		
生殖細胞変異原性	1A	1B	2		
発がん性	1A	1B	2		
生殖毒性	1A	1B	2	授乳影響	
特定標的臓器毒性・単回ばく露	1	2	3		
特定標的臓器毒性・反復ばく露	1	2			
誤えん有害性	1	2※			
水生環境有害性 短期(急性)	1	2	3		
水生環境有害性 長期(慢性)	1	2	3	4	
オゾン層への有害性	1				

※「JIS」で非採用の分類区分

濃度限界（カットオフ値）：分類を行う値

表2 「UN」、「JIS」で採用している濃度限界

	「JIS」で採用する濃度限界	「UN」で採用する濃度限界
発がん性区分 2	1.0%	0.1%
生殖毒性区分 1A 1B	0.3%	0.1%
生殖毒性区分 2	3.0%	0.1%
標的臓器毒性区分 1	10%	1.0%
標的臓器毒性区分 2	10%	1.0%

[NITE-Gmiccs分類ロジック](#) より抜粋

国連GHS文書で濃度限界が併記されている場合、日本のJIS Z 7252では**大きい方の値を採用**している。

※有効となる区分や採用しているカットオフ値は、各国の法令等を確認する必要がある。
NITE-Gmiccsでは便宜上、大きい方の値を適用する分類判定ルールを「JISルール」、小さい方の値を適用する分類判定ルールを「UNルール」と呼んでいる。

NITE-Gmiccsの特徴まとめ

人健康/環境有害性の分類判定



加算式及びカットオフ値で実施できる分類

1

“一部”の物理化学的危険性の分類判定



混合物（製品）としての物性データや、国連番号から分類できる項目あり

2

ラベル要素の取捨選択・更新



ラベルに印字される危険有害性に紐づく注意書き（Pコード）の数の調整や一括更新に

3

分類結果及びラベルの日英対応



データの日英変換を自由に英語での作業入力も可能

4

大量のデータを入出力



複数の混合物（製品）情報や単一物質（成分）情報をCSVで入出力

5

臓器種名称統合機能



特定標的臓器の臓器名称を統合ルールに基づいて統合が可能
ラベル要素の簡略化に

6

譲渡・提供されたSDSの分類確認



他社から提供されたSDSの記載内容の整合性のチェックに

7

水のGHS分類データをあらかじめ搭載



政府分類では実施されていない水（CAS RN：7732-18-5）のGHS分類データがあるので、水を含む混合物の分類が楽に

8

NITE-Gmiccsでできない事

化学物質“単体”の分類

混合物ではない単一物質
の分類機能は設けていま
せん



1

他国のルールによる分類

国連GHS文書改訂6版
以外のルールによる分類は
実行不可
日英以外の言語は非対応



2

SDSの全項目の出力

SDS様式機能で出力したも
のを、そのまま完成したSDSと
して使用することはできません
必ず追記の必要があります



3

データがない物質の分類

Gmiccsに登録されていな
い組成成分はユーザーが
登録しないと分類がしま
せん



4

システム上にデータ保存

システム上にデータは保存されません

- ①混合物組成情報
- ②単一物質情報
- ③分類結果・ラベルSDS様式

は登録実行後にダウンロードして下さい



5

NITE-Gmiccsの注意事項

【政府によるGHS分類結果（NITE分類） 及びNITE-Gmiccsで判定される結果】

- ・政府によるGHS分類結果（NITE分類）はラベルやSDSを作成する際の**参考分類**
- ・NITE-Gmiccsで判定される結果はラベルやSDSを作成する際の**参考結果**
- ・最も優先されるのは**混合物自体の試験データ**
- ・得られた分類判定をラベルやSDSに**記載しなければならない義務はない（国内）**

【NITE-Gmiccsにおける物理化学的危険性の分類判定】

- ・NITE-Gmiccsでは物理化学的危険性については基本的に分類判定不可
- ・判定できる場合は**“混合物”としてのデータ（引火点、初留点、国連番号）が必須**
- ・システムで判定されない物理化学的危険性は**ユーザーで分類結果に追記の必要あり**



推奨環境（Microsoft Edge）でNITE-Gmiccsを立ち上げます

任意の検索エンジンで「NITE GHS」又は「NITE Gmiccs」と検索します



NITE-Gmiccsへの接続

GHS総合情報提供サイト(NITEのWebサイト)

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

GHS混合物分類判定ラベル作成システム(NITE-Gmiccs)

<https://www.ghs.nite.go.jp/>



システムを利用する際の基本的な流れは以下のとおり

STEP
1

純物質のGHS分類情報などを入力
手入力 or エクセルフォーマット(CSV)でまとめてアップロード



STEP
2

混合物（製品）の組成情報などを入力
手入力 or エクセルフォーマット(CSV)でまとめてアップロード



STEP
3

分類判定ルールを選択すると
自動的にGHS分類されるのを待つだけ！



STEP
4

会社情報を入力するとGHS対応のラベルを出力できます



STEP
5

GHS分類結果をSDS様式に出力できます
NITE-CHRIPの一部法規制情報も反映します



(参考) Gmiccsで参照可能なNITE-CHRIPの法規制等

混合物に含まれる組成成分のCAS登録番号がNITE-CHRIPに掲載されている一部法律リスト(右図)に該当する場合はSDSの該当項目に情報を出力します

NITE-CHRIP

NITE化学物質総合情報提供システム

連携

※NITE-CHRIPでは全ての法律対象物質を収載しているわけではありません。不足する情報は追記をお願い致します。またCAS登録番号で紐づかない場合は判定できません。詳細はNITE-CHRIPの収載情報を参照ください。

※各法律における裾切値等は考慮しておりません。含有率により裾切値がある場合にご注意下さい。

NITE-CHRIPに掲載されている一部の法律情報等	SDS要素出力項目	SDS要素出力小項目
化審法：第一種特定化学物質	1 5. 適用法令	その他の国内法令
化審法：既存化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号(化審法)
化審法：新規公示化学物質(2011年4月1日以降届出)	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号(化審法)
化審法：新規公示化学物質(2011年3月31日以前届出)	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号(化審法)
安衛法：名称公表化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号(安衛法)
安衛法：新規名称公表化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号(安衛法)
化管法	1 5. 適用法令	化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
毒物及び劇物取締法	1 5. 適用法令	毒物及び劇物取締法
安衛法：表示対象物、通知対象物	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
安衛法：特定化学物質障害予防規則	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
安衛法：皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
安衛法：がん原性物質(安衛則)(作業記録等の30年保存対象物質)	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
大気汚染防止法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
水質汚濁防止法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
土壌汚染対策法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
消防法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
日本産業衛生学会：許容濃度	8. ばく露防止及び保護措置	許容濃度
安衛法：化学物質による健康障害防止のための濃度の基準(濃度基準値設定物質)	8. ばく露防止及び保護措置	許容濃度
REACH：高懸念物質(SVHC)	1 5. 適用法令	その他の国内法令

(参考) SDS要素に上書きされる注意書き (Pコード) について

混合物のGHS分類結果にGHSが推奨する注意書きのコード (Pコード) が紐づく場合は規定されている文言を右図に従ってSDSの各項目に出力します。

GHS/JISで定められた注意書きコードの種類	該当するPコード	SDS要素出力項目
安全対策の注意書きコード	P2XX	7. 取扱い及び保管上の注意 8. ばく露防止及び保護措置 等
応急措置の注意書きコード	P3XX	4. 応急措置 5. 火災時の措置 6. 漏出時の措置
保管 (貯蔵) の注意書きコード	P4XX	7. 取扱い及び保管上の注意
廃棄の注意書きのコード	P5XX	1 3. 廃棄上の注意

※それぞれのPコードで規定する文言をSDS要素のどの小項目に出力するのかについてはNITEで細かく設定を行っています。詳細についてはNITE-Gmiccsの「使い方」のページに掲載されている以下のファイルをご参照下さい。

【別紙】注意書き文言のSDS上の出力先リスト↓以下参照

NITE-Gmiccs 使い方

https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Howtouse.html

■SDS様式への注意書き文言等の出力機能(GHS分類結果に基づくPコードの紐づけ)(Step5機能)

(参考) NITE-GmiccsのTopページ

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

使い方 収録リスト 分類ロジック SDS作成について FAQ お問い合わせ GHS関連情報

NITE-Gmiccs

混合物GHS分類、ラベル/SDS作成の手間を楽に

NITE-Gmiccs
GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム Invented by METI

混合物GHSを分類・ラベルを作成する 1

TOPページの上帯には各種説明等を掲載しています。ご参照ください。

<使い方>

- ✓ NITE-Gmiccsの概要と使い方事例
- ✓ インポート/エクスポートファイルの修正方法について
- ✓ 標的臓器統合仕様
- ✓ 注意書きフレーズの絞り込み など

<分類ロジック> NITE-Gmiccsの分類判定方法についての説明

お問い合わせ先

TEL. 03-3481-1999

[メールお問い合わせフォーム](#)

<https://www.nite.go.jp/cgi-bin/contact/?cid=00000130&lang=0>

使用方法についてお気軽にお問い合わせ下さい

作成日：2024/7/17

Version：3.0.20

独立行政法人
製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター
情報基盤課



「NITE-CHRIPとの情報の連携・活用に関する調査」の結果と
製品含有化学物質の情報伝達や
NITE-CHRIPとの連携に関する状況

化学物質管理センター情報基盤課

高橋 和博

内 容

- 「NITE-CHRIPとの情報の連携・活用に関する調査」
(以下、「情報の利活用に関する調査」)の結果と
NITE-CHRIPの今後の検討事項
- 次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム
(CMP (仮称))の目指す情報伝達の姿と
NITE-CHRIPとの連携に関する期待

情報の利活用に関する調査の結果と NITE-CHRIPの今後の検討事項

以下6枚は、NITEがみずほリサーチ&テクノロジーズに委託した調査の内容を基にご紹介します。

1. 調査の目的

事業者がNITE-CHRIPをどのように活用しているか、どのような要望があるかについて調査（WEBアンケート、ヒアリング）する。調査内容を踏まえて、NITE-CHRIPが持つべき機能を明確化すると共に、それらの機能を事業者に利用してもらうにあたり解決すべき課題を特定し、データ提供のあり方を検討する。

データ利活用に関する調査

2. 要望に対する活用方法のまとめ

- 情報提供に係る機能に関する要望に対して、どのような利活用がされるか、ユースシナリオを整理した。
- 利活用場面を踏まえた重要度及び技術的難易度について、「高」「中」「低」を付与した。

重要度の考え方の目安

	内容
高	✓ 想定される利用者が多い、化学物質管理業務の効率化・高度化に効果的
中	✓ 想定される利用者が多くはないが、特定のユースシナリオにおいて効率性が向上
低	✓ 上記以外

技術的難易度の考え方の目安

	内容
高	✓ データの整備及びシステムの改修が必要
中	✓ システムの改修が必要
低	✓ 簡単なインターフェースの改良で対応可能

データ利活用に関する調査

2. 要望に対する活用方法のまとめ

	機能面の要望	ユースシナリオ	重要度	難易度
表示	✓ 「法規制から調べる」における法令リストの段階でCAS RNを表示	✓ ワンストップで化学物質のCAS RNを取得したい	低	中
	✓ 余白が少なくなるような表示	✓ 個別物質検索結果の視認性を高めたい	低	低
	✓ 物質別の法規制の星取表（政令番号を記載）	✓ 各物質別に法規制の該当性を一覧で確認・手元においておきたい ✓ 星取表は管理システムへ取り込みも行いたい	高 対応済	中
	✓ 中間検索結果の化審法番号等様々な情報による並び替え	✓ 中間検索結果画面でたくさんの物質が該当した場合に、目的物質へ速やかにたどり着きたい	中	中
	✓ 中間検索結果のフィルター機能	✓ 官能基等によるフィルターにより目的の構造について、化審法第何類等のリストが入手したい	高	中
	✓ 更新履歴の表示・更新アラート	✓ 更新による差分をSDS等に反映を容易にしたい	高	中
提供	✓ エクセルやcsvでのダウンロード（書式のルール化を含む）	✓ リストとして手元で管理したい ✓ エクセルの操作が慣れているため情報収集が楽 ✓ 社内システムへの取り込みたい	高 一部対応済	中
	✓ エクセルやcsvでのダウンロード（パワークエリ）	✓ 必要な情報にカスタマイズして情報を入手したい	中	高
	✓ APIによるダウンロード	✓ 社内システムと連携したい ✓ リアルタイムに情報を取得したい	中	高
	✓ 用途情報のダウンロード	✓ 規制物質が自社製品に影響があるか確認したい	中	高
	✓ PDFで提供しているデータのデジタル化	✓ 類似物質の試験を実施する際にデータを参考にしたい	中	高
	✓ 5000件以上のCAS RNを含むリストダウンロード	✓ 必要な化学物質の情報を一度に取得したい	高	高

データ利活用に関する調査

2. 要望に対する活用方法のまとめ(つづき)

	機能面の要望	ユースシナリオ	重要度	難易度
その他	✓ 検索・表示のスピードの向上	✓ 検索にかかる時間を短縮したい	対応中 高	高
	✓ J-CHECKにおける、評価ステータスと評価書のリンク	✓ 化審法での評価ステータスと評価結果を対応付けたい	低	中
	✓ 官能基による検索・絞り込み	✓ 化審法青本（化学工業日報社）のように官能基による化学物質の絞り込みを行いたい。	中	高
	✓ 対話型AIによる検索機能	✓ 物質名称の揺れによる検索漏れを防止したい	中	中
	✓ エクセル等の取り込みによる複数物質の検索	✓ 手元にある化学物質リストを検索に使用したい	高	中
	✓ 政府GHS分類の根拠文におけるデータの原典へのリンク	✓ GHS分類で使用されているデータを確認し、自社の分類へ反映したい	中	高

データ利活用に関する調査

3. その他の連携について～データ提供企業との連携可能性～

- 法令の収載数等の理由により、有償DBを契約している事業者が多かった。国内法令については、有償DBを提供している企業に対して連携可能性についてヒアリングを行った。

【主なご意見】

- ✓ 法令情報も、GHS分類も、APIで連携できれば一括取得をしなくてすむ、リアルタイム性や加工性も向上する。
- ✓ 我々目線からするとAPIは望ましいが、ユーザー側がAPIが望ましいかは疑問。データ更新に合わせてユーザー側が作業スケジュールを組んでいることもあり、業務フローが変わる可能性がある。
- ✓ 海外の有償DBを提供している企業では、日本の法令への理解が甘い（化審法の条件付き一致物質について、MITI番号が付いているから既存化学物質と判定してしまう恐れがあるとの意見があった）箇所があった。誤った認識を避ける必要がある。

データ利活用に関する調査結果を受けた NITE-CHRIPの今後の検討事項

- 掲載の要望の多い法令の追加を検討する。
- 更新作業の効率化も引き続き検討する。
- J-CHECKやAJCSDの情報へワンストップでアクセスできるよう検討する。
- 一部の大手企業等からはAPI連携に関する需要もあったが、APIを活用できる事業者は限られるおそれがあるため、インターフェースやエクセルのアドオンを併せて提供することで、ITスキルが高くない利用者もAPIを活用できるように工夫する必要がある。
- NITE-CHRIPのデータを使用して法令サービスを提供している企業と連携し、化審法の条件付き一致物質等の正確な情報を提供してもらうよう調整する。

次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム(CMP(仮称))の目指す情報伝達の姿

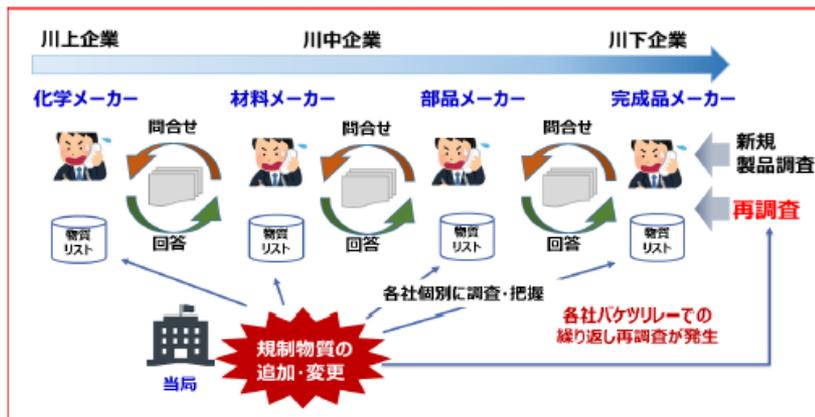
以下3枚は、2024年3月11日に開催された化学物質審議会・産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会資料8「CMP（仮称）構想について」を基にご紹介します。

CMPのコンセプト

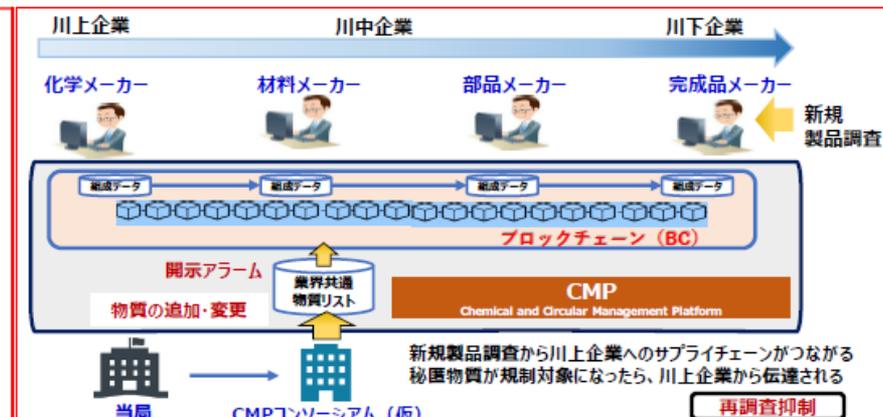
【得られる効果】

- ✓ **川上から川下へのシームレスな情報伝達**
 - ✓ **パケツリ型情報伝達から、CMPコンソーシアムからサプライチェーン全体への一括トリガーへの変革**
- ✓ **規制変更時に必要となる再調査の抑制**
- ✓ **資源循環など新たな情報への展開**

【現状の情報伝達】



【目指す情報伝達の姿】



CMPが目指す情報伝達の姿

化学物質情報伝達からデジタルプロダクトパスポート (DPP) ※¹で必要となる情報 (資源循環情報含む) まで伝達が可能な製品環境に関する情報伝達基盤に成長させていきます。

1. 製品含有化学物質

- ✓ REACH規制など、年々厳しくなる化学物質規制に迅速に対応する (再調査効率化)
- ✓ 精度向上、業務効率の向上を図ると同時に秘匿物質の確実な情報管理を実現

2. 資源循環

- ✓ 欧州エコデザイン規則※²を睨み、DPPを意識したバリューチェーンでの資源情報を共有する
- ✓ CMPは、製品・部品・材料・化学物質のヒエラルキー情報を持つ予定であり、資源循環情報をも加味することで効率的にサーキュラーエコノミーに資する情報共有を実現させる
- ✓ 部品リユース情報、リサイクル材情報 (含有率、純度、ソースなど) の伝達を実現

3. グローバル連携

- ✓ 現在策定が進む国際規格 (IEC/ISO 82474、Material Declaration) の内容 (資源循環情報を含む) を盛り込むことで、グローバル連携を可能とする
- ✓ グローバルに展開されている製品含有化学物質情報に関する基盤 (自動車・IMDSなど) との連携を目指す

(※1) 製品の環境持続可能性に関する情報 (製品の耐久性や修理可能性、リサイクル率、スペアパーツの入手可能性等の情報等) をQRコードなどで簡単に読み取れるようにする仕組み

(※2) 様々な製品に対し、再利用や修理可能性、エネルギー効率等製品仕様における持続可能性の要件の枠組みを設定する規則

CMPタスクフォースメンバーリスト

CMPタスクフォースを'24年2月時点、49の企業、団体で推進中(50音順)

企業/団体
1 株式会社アイシン
2 愛知製鋼株式会社
3 株式会社アイリーシステム
4 旭化成株式会社
5 株式会社NTTデータ
6 沖電気工業株式会社
7 株式会社オリジン
8 キヤノン株式会社
9 京セラ株式会社
10 互応化学工業株式会社
11 一般社団法人 産業環境管理協会
12 三洋化成工業株式会社
13 ジヤトコ株式会社
14 株式会社SUBARU
15 住友化学株式会社
16 住友電気工業株式会社
17 セイコーエプソン株式会社
18 Sotas株式会社
19 ソニー株式会社
20 太陽誘電株式会社

企業/団体
21 タイハツ工業株式会社
22 テクノUMG株式会社
23 DIC株式会社
24 株式会社デンソー
25 東京エレクトロン株式会社
26 豊田合成株式会社
27 トヨタ自動車株式会社
28 豊田自動織機株式会社
29 豊田通商株式会社
30 トヨタファイナンシャルサービス株式会社
31 トヨタ紡織株式会社
32 日産自動車株式会社
33 一般社団法人 日本化学工業協会
34 日本電気株式会社
35 日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会社
36 パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
37 富士通株式会社
38 プラザー工業株式会社
39 本田技研工業株式会社
40 マツダ株式会社

企業/団体
41 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
42 三井化学株式会社
43 三菱ケミカル株式会社
44 株式会社三菱ケミカルリサーチ
45 三菱自動車工業株式会社
46 三菱電機株式会社
47 株式会社村田製作所
48 ヤマハ発動機株式会社
49 UEL株式会社

オブザーバー
1 経済産業省
2 独立行政法人製品評価技術基盤機構

NITEは、経済産業省と共にCMPタスクフォースのオブザーバとして参加。また、CMPタスクフォース配下にある物質リストWGにもオブザーバとして参加し、業界横断物質リスト等とのNITE-CHRIPの情報連携や化学物質の同定等について期待されており、今後、詳細な検討がなされていく予定。

ご清聴ありがとうございました。